

二・二六事件北・西田裁判記録（一）

松 本 一 郎

- 一 はじめに
- 二 二・二六事件と北・西田の検挙
- 三 捜査の概要
  - 1 捜査経過の一覧
  - 2 身柄拘束状況
  - 3 憲兵の送致事実
  - 4 予審請求事実・公訴事実
- 四 北の起訴前の供述
  - 1 はじめに
  - 2 検察官聴取書
  - 3 警察官聴取書
  - 4 予審訊問調書

（以上本号）

- 五 西田の起訴前の供述
- 六 公判状況
- 七 判決
- 八 むすび
- 一 はじめに

一九九三年二月、それまで東京地方検察庁の倉庫に眠っていた二・二六事件（一九三六年）の訴訟記録全六七巻の大部分が、初めて研究者の閲覧に供されることとなった。二・二六事件の裁判記録は、つい数年前まではその存在すら疑問視され、あるいは東京空襲で

焼失したとか、あるいは敗戦直後当局によって焼却されたなどといわれていた。この幻の記録の所在が確認され、その閲覧が可能になったのは、現代史研究家北博昭氏や原秀男弁護士等の努力によるところが大きい(1)。

この記録は、公訴提起事件の記録(公判調書・証拠書類・判決書等)のみならず、不起訴事件の記録も含んだ膨大なものである。その中には、憲兵作成の聴取書のようにすでに内容が明らかにされた書類も一部存在するが、その大部分、とくに公判調書・予審調書等は今回初めて目の目を見る公文書であり、その歴史的価値は計り知れないものがある。もっとも、死刑執行関係書類、検視調書、考課表などは、閲覧許可対象から除外されている(2)。

幸い私も許可を得ることができたので、原記録のマイクロフィルムから焼き付けされたコピーを、週一回のペースで閲覧中である。私の主たる関心事は、軍法会議の実際とその事実認定にあるが、何分にも

大部の記録であるばかりか、記録の謄写が許されないため自らメモしなければならず、作業の能率は上がらない。しかも予審調書・公判調書は毛筆による草書体で書かれているので、通読すら容易ではない。したがって、記録の全体像の把握と公判手続の解明には相当の時間を要するため、とりあえず訴訟記録から判明した裁判の状況を取りまとめ紹介し、今後の研究の足掛かりにしたいと考えた。そして、その手始めとして、私にとってもっとも関心のある北一輝(本名輝次郎)と西田税の裁判記録の概要をまとめたのが、本稿である。

なお、記録の引用は、できる限り原文に忠実に行ったが、適宜濁点と句読点を付した。また、漢字は新字体に改め、判読不能の個所はその字数だけ□で示した。

(1) 北博昭「二・二六事件正式裁判文書は現存していない」中央公論一九九一年三月号一八四頁、原秀男・澤

地久枝・句坂哲郎編『検察秘録』二・二六事件」（以下、「句坂資料」と略記する）Ⅳ（一九九一年、角川書店）六一四頁。

(2) 記録の構成とその概要については、北博昭「ついに閲覧できた二・二六事件裁判記録」月刊 Asahi 九三年五月号一〇二頁。

## 二・二六事件と北・西田の検挙

二・二六事件とは、昭和十一年（一九三六年）二月二六日早曉陸軍の下級将校等二十数名が中心となつて、近衛歩兵第三聯隊、歩兵第一聯隊及び歩兵第三聯隊の一部兵力など約一、五〇〇名を出動させ、大蔵大臣高橋是清、内大臣齋藤実、教育総監渡辺鏡太郎等を殺害し、侍従長鈴木貫太郎等に重傷を負わせた上、同月二九日までの間総理大臣官邸、陸軍省、警視庁など霞が関一帯を占拠して陸軍大臣に政治改革を迫ったクーデタ未遂事件をいう。川島義之陸軍大臣等陸軍首脳部は、事件勃発直後は右往左往して收拾能力を失った

二・二六事件北・西田裁判記録（一）（松本）

観さへあつたが、やがて反乱将校に対する天皇の激しい怒りを受けて武力鎮圧を決意し、戦車二二台を含む約二万三、〇〇〇名の部隊で反乱軍を包囲し、一時は両軍一触即発の状態となった。しかし、二九日に至つて反乱軍兵士は次々と帰順して武装解除を受け、また反乱将校は自決あるいは逮捕されて事件は解決を見た。

北一輝こと北輝次郎は、明治三八年（一九〇五年）

二三歳のとき大著『国体論及び純正社会主義』を自費出版して天才とまで称揚されたが、やがて中国革命同盟会に入党し、辛亥革命前後の十数年間一身を中国革命の渦中に投じ、死生の間を往来した。大正八年（一九一八年）上海において『国家改造案原理大綱』（後に若干の修正を加えた上、『日本改造法案大綱』と改めた）を執筆した後、大川周明に乞われて帰国した。爾来北は、後に袂を分かった大川と並んで国家社会主義運動の指導者として隠然たる勢力を保った。もっとも、北が直接青年将校を指導した事実は見当たらない

が、『日本改造法案大綱』は革新的青年将校のバイブルであった。北は法華経に傾倒し、とくに晩年は読経三昧の日々を送っていた。

西田税は、病身のため陸軍騎兵少尉を退官した後右翼運動に没頭し、北に私淑するようになった。軍人出身のため青年将校との交際が深く、北から版權を譲渡された『日本改造法案大綱』の出版・頒布などを通じて、若い将校達に影響力を持っていた。昭和六年の五・一五事件の際には、裏切り者扱いをされて右翼の一青年から拳銃で狙撃され、五発が命中したが、奇跡的に一命を取り留めた。入院中の北の親身も及ばぬ介抱ぶりは、西田をしてたく感激せしめ、爾来両者は親子のような情愛で結ばれていたという。

西田は、二月二〇日頃安藤大尉、栗原中尉等から事件を起こすことを告げられ、その頃これを北に伝えた。兩名とも事前に事件の発生を知っていたが、計画に積極的にかかわった事実は見当たらない。しかし、事件が勃発してからは、兩名は電話で栗原等に対し

て、激励したり、助言を与えるなどの行動をとる一方、海軍上層部に対して、反乱将校等に有利な事態の收拾を働きかけるなどの工作を行っている。

東京憲兵隊は、北と西田を事件の背後関係者にとらみ、二月二八日午後三時頃北方を襲い、北の日記などを押収した上<sup>(1)</sup>、北を憲兵隊に連行した。西田は間一髪で検挙を免れ、逃避行を続けたが、三月四日早朝警視庁係官に検挙された。この兩名の身柄拘束は、刑事訴訟法あるいは陸軍軍法会議法に規定された強制処分によるものではない。後にみるように、兩名に対する勾引状・勾留状は四月になって発付されている。

西田は、それまでの青年将校との深い関係から、事件発生により官憲から身柄を拘束されることを恐れ、二五日夜から自宅を出て北邸などに身を潜ませていたくらいであった。しかし、北は、自らの身柄拘束は西田の身代わりとしての一時的なものと考えていた節があり<sup>(2)</sup>、当初は自己の運命について楽観的であったようである。

(1) この日記は、後に昭和十一年押第一二号の一として証拠とされている。

(2) 後掲の北の昭和十一年七月三日付第二回予審訊問調書第四問答参照。

### 三 捜査の概要

#### 1 捜査経過一覽

東京陸軍軍法会議の審判は、起訴に対応して、第一公判廷が将校班、第二公判廷が下士官班(甲)、第三公判廷が同じく下士官班(乙)、第四公判廷が兵班、そして第五公判廷が常人班の五つの公判廷に分けて行われた。また、湯河原の牧野内府襲撃隊の審判は、第四公判廷で、兵班とは別に審理・裁判されている。特設軍法会議である東京陸軍軍法会議設置の経緯、その法的問題点、裁判の進行状況などについては、拙稿「東京陸軍軍法会議についての法的考察」(1)を参照されたい。

二・二六事件北・西田裁判記録(一)(松本)

一件記録から窺える北・西田の検挙から公訴提起に至るまでの取調べその他の経緯を年表的に整理してみると、次のとおりである。なお、参考のために、東京陸軍軍法会議の発足、反乱将校の裁判経過などをかっこ書きで折り込んでみた。

二・二八 北、東京憲兵隊に連行・留置

(二・二九 反乱将校ら逮捕さる・事件鎮圧)

三・二 北に対する東京憲兵隊本部陸軍司法警察官(以下憲兵と記載する)第一回聴取書(鈴木磯治郎憲兵曹長)<sup>(2)</sup>

三・三 北に対する憲兵第二回聴取書(福本亀治憲兵少佐)<sup>(3)</sup>

三・四 西田、警視庁に連行・留置

( 〃 東京陸軍軍法会議設置に関する昭和十一年緊急勅令第二一号公布・即日施行)

三・六 北に対する憲兵第三回聴取書(福本憲兵少佐)<sup>(4)</sup>

三・八 北に対する憲兵第四回聴取書(福本憲兵

少佐)<sup>(5)</sup>

兵少佐)<sup>(8)</sup>

〃 西田に対する警視庁特別高等部特別高等

三・一七 北に対する警察官第一回聴取書(関口警

係司法警察官(以下警察官と記載する)第一

部補)

回聴取書(関口照里警部補)

〃 西田に対する憲兵第二回聴取書(福本憲

三・九 北に対する検察官第一回聴取書(竹澤卯

兵少佐)<sup>(9)</sup>

一陸軍法務官)

三・一八 北に対する警察官第二回聴取書(関口警

〃 西田に対する警察官第二回聴取書(関口

部補)

警部補)

〃 西田に対する憲兵第三回聴取書(福本憲

三・一〇 西田に対する警察官第三回聴取書(関口

兵少佐)<sup>(10)</sup>

警部補)

三・一九 北に対する警察官第三回聴取書(関口警

三・一三 北に対する憲兵第五回聴取書(福本憲兵

部補)

少佐)<sup>(6)</sup>

三・二〇 北に対する警察官第四回聴取書(関口警

三・一五 北に対する憲兵第六回聴取書(福本憲兵

部補)

少佐)<sup>(7)</sup>

〃 西田に対する憲兵第四回聴取書(福本憲

〃 北に対する検察官第二回聴取書(竹澤陸

兵少佐)<sup>(11)</sup>

軍法務官)

三・二一 北に対する警察官第五回聴取書(関口警

〃 西田、東京憲兵隊に移送

部補)

三・一六 西田に対する憲兵第一回聴取書(福本憲

三・二二 西田に対する憲兵第五回聴取書(大谷敬

二郎憲兵大尉)<sup>(12)</sup>

四・二一 北、東京憲兵隊に移送

〃 西田に対する憲兵第六回聴取書(福本憲

兵少佐)<sup>(13)</sup>

四・一四 西田、東京陸軍軍法会議検察官に送致

〃 西田につき、予審官に対して強制処分請

求

四・一五 北、東京陸軍軍法会議検察官に送致

四・一六 西田につき、勾引状執行

〃 西田に対する予審官訊問調書(新井朋重

陸軍法務官)

〃 西田につき、勾留状発付・執行(勾留場

所、東京衛戍刑務所)

四・一七 北につき、予審官に対して強制処分請求

〃 北につき、勾引状執行

〃 北に対する予審官訊問調書(津村幹三陸

軍法務官)

〃 北につき、勾留状発付・執行(勾留場所

は西田に同じ)

〃 北に対する憲兵第七回聴取書(福本憲兵

少佐)<sup>(14)</sup>

(四・二八 将校班、第一回公判)

五・四 北・西田兩名につき、予審請求命令(陸軍

大臣寺内壽一)

五・五 北・西田兩名につき、予審請求(検察官

匂坂春平陸軍法務官)

五・二八 西田に対する予審官第一回訊問調書(伊

藤章信陸軍法務官)

六・二 西田に対する予審官第二回訊問調書(伊

藤法務官)

(六・四 将校班、論告・求刑)

(六・五 将校班、結審)

六・六 西田に対する予審官第三回訊問調書(伊

藤法務官)

六・一二 西田に対する予審官第四回訊問調書(伊

藤法務官)

六・二〇 北に対する予審官第一回訊問調書(伊藤

法務官)

大臣)<sup>(16)</sup>

六・二六 西田に対する予審官第五回訊問調書(伊

藤法務官)

察官)

七・三 北に対する予審官第二回訊問調書(伊藤

法務官)

## 2 身柄拘束状況

(七・五 反乱実行者に対する判決宣告)

七・七 西田に対する予審官第六回訊問調書(伊

藤法務官)

以上のように、北は憲兵隊によって検挙・留置され、取調べを受けた後、一旦警視庁に移されて特高の取調べを受けた上、再度憲兵隊に移送されている。も

七・九 北に対する予審官第三回訊問調書(伊藤

法務官)

っとも、記録上は警視庁への移送の日時が明らかではないが、取調べの状況から考えると、三月一六日あるいは一七日のいずれかであろう。なお、勾引状には、

〃 新井予審官から検察官に対して、北・西

田の予審終了通知

執行の場所を東京憲兵隊本部、執行の日時を昭和一一

(七・一二 村中孝次・磯部浅一を除く一五名につい

て、死刑執行)

年四月一六日午後四時五〇分、引致の日時を四月一七

七・二四 匂坂検察官から陸軍大臣に対して、北・

西田の予審終了報告<sup>(15)</sup>

日午後六時三〇分と記載されているが、検察官の予審官に対する強制処分請求が四月一七日であり、勾引

〃 北・西田につき公訴提起命令(寺内陸軍

状発付日も四月一七日であるから、右執行日の記載は四月一七日の誤記と認められる。



これに対して西田は、憲兵の手を間一髪で免れて北方を脱出し、市内に潜伏していたところを警視庁係官に検挙され、警視庁に留置されて特高の取調べを受けた後、憲兵隊に移送されている。

北・西田に対する勾引状執行前の身柄拘束（北五〇日間、西田四四日間）は、刑事訴訟法あるいは陸軍軍法會議法上の規定に基づく強制処分ではない。おそらく、行政執行法一条の「公安ヲ害スルノ虞アル者」に對する予防検束を利用してのことと思われる。

しかし、このような検束は、旧憲法下においても違法と解されていたはずであった。すなわち、第一に、通説は、犯罪捜査のための行政検束は許されないとしていた。第二に、明文上翌日の日没までの間許されるにすぎない行政検束を、同一の理由によって反復継続することは、当然違法であった。そして第三に、憲兵は、行政警察の職務を行う権限を有しないと解されていたのである（17）。

それにもかかわらず、このような違法な行政検束が

捜査のために多用され、裁判官すらもそれを怪しまなかったのが当時の警察・裁判の実務であった。ここでは、問題点を指摘するに止める。

### 3 憲兵の送致事実

#### (一) 北関係

北についての昭和十一年四月十五日付陸軍司法警察官陸軍憲兵少佐福本亀治名義の東京陸軍軍法會議檢察官宛の送致書（東憲警第二八八号）は、次のとおりである。罪名としては叛乱罪となっているが、後述の公訴状記載の犯罪事実と比較すると、記載内容のトーンは低く、北に対してむしろ好意的である。事実、昭和十一年三月一日付憲兵曹長鈴木磯治郎作成の仮領置品目録（北所有の日記第四冊など五点を領置したものの）には、「右北輝次郎叛乱幫助被告事件ニ付証拠品トシテ仮ニ之ヲ領置ス」と記載されており（傍点筆者）、憲兵隊としては北を幫助犯とみていたことが窺

える。

一 犯罪事実

1 被告人北輝次郎ハ、

明治四十年頃支那革命党ニ加入シテ支那革命ニ参加シ大正四年頃「革命ノ支那及日本ノ外交革命」、大正八年頃「国家改造案原理大綱」ヲ著述シテ国家改造の思想ノ普及ニ努メ来タルモノナルガ、其思想の指導下ニアル西田税ヲ通シ叛乱被告人タル村中孝次、磯部浅一、栗原安秀等ト屢々会合意見ノ交換ヲナシ、其思想の啓蒙ニ任ジタル事実アリ。

2 被告人北輝次郎ハ、

昭和十一年二月十五日頃西田税ヨリ、相沢公判ニ於テ弁護人側ヨリ申請スル証人ヲ裁判長ガ却下スルガ如キ場合ニハ、青年将校ハ或ハ蹶起スルヤモ計ラレザル事態急迫ノ情勢ヲ聞知シ、

二月二十日頃西田税ヨリ、愈々青年将校蹶起ニ決シタル旨及二月二十二、三日頃其襲撃目標等蹶起計画ノ内容並目的ヲ聞知シ、更ニ二十五日夜ニ至リテ

愈々

翌二十六日朝決行スルコト

亀川哲也ヨリ資金トシテ千五百円丈ケ都合シテ貰

ツタコト

ヲ聞知シタルガ、

二月二十六日西田税ノ来訪ニ依リテ詳細ナル蹶起部隊ノ行動内容ヲ知り、且西田税ノ依頼ニ依リ西田ヲ其自邸内ニ隠匿シ、且西田ト共ニ叛乱部隊ノ首脳者タル栗原、安藤ニ電話指令セリ。

3 被告人北輝次郎ハ、

二月二十七日朝ニ至リ、蹶起軍ノ收拾ハ時日ノ遷延ト共ニ益々不利ナリト考ヘ、

時局ノ收拾ハ青年将校ヲ有利ニ保護スルモノ、内閣ナラザルベカラズ

トシ、在首相官邸ノ栗原安秀及在陸相官邸ノ村中孝次ヲ電話ニ呼出シ、西田税ト共ニ

人無シ、勇将真崎アリ、国家正義軍ノ為メ号令シ、正義軍速ニ一任セヨ。

軍事参議官全部ノ意見一致トシテ、真崎ヲ推薦スル如クセヨ。

切腹ハ不可、遣リカケタ上ハ徹底的ニヤレ。  
等ノ指令ヲ与ヘタル外、西田税、亀川哲也、薩摩雄次等ト叛乱部隊ノ目的達成上有利ナル軍政内閣ヲ樹立シテ事態ヲ收拾スル如ク協議シ、西田、薩摩等ヲシテ夫々加藤大将、小笠原中将、南郷少将、有馬大将等ニ運動セシメ、以テ叛乱部隊ト内外相呼応シ、叛乱罪ヲ敢行シタルモノナリ。

## 二 犯罪ノ原因動機

本人ハ、曾テ自己ノ著述セル日本改造法案ニ拠ル国家改造的思想ノ影響下ニアリ、且常ニ自己ガ全幅ノ信頼ヲナシアル同志青年将校ガ中心トナリ、日本改造法案内容ノ建設ヲ目的トシテ蹶起シタルニ対シ、同情シタルニ拠ル。

## 三 証拠 (省略)

## 四 前科 (省略)

二・二六事件北・西田裁判記録(一)(松本)

## (二) 西田関係

西田についての昭和十一年四月一日付東京憲兵隊本部陸軍司法警察官陸軍憲兵少佐福本龜治名義の東京陸軍軍法会議検察官宛の送致書(東憲警第二五五号)は、次のとおりである。北に対する送致書と比較するとき、憲兵の西田に対する敵意が感じられる。

### 一 犯罪事実

1 被告人西田税ハ、

大正八年陸軍中央幼年学校在学当時ヨリ国家革新意識ヲ抱持シ、陸軍士官学校在学中既ニ浪人北輝次郎、満川龜太郎等ト交遊シ、北著日本改造法案、支那革命外史ヲ耽読シテ其ノ主張ニ共鳴シ、愈々国家革新意識ヲ強持スルニ至リタルガ、

大正十四年陸軍騎兵少尉トシテ騎兵第五聯隊ニ在隊中、肋膜肺炎ニ依リテ現職ヲ退クヤ、満川龜太郎、大川周明、安岡正篤等ノ要望ニ依リテ上京シ、行地社同人トナリテ右翼運動ニ参加シ、主トシテ軍人方面ニ対シ日本改造法案ノ内容ヲ指導原理トシテ

國家革新啓蒙運動ニ進出スルニ至リタルガ、爾來

(1) 大正十五年ニハ、星光同盟ニ拠ッテ在郷軍人ヲ中心トスル労働運動ノ拡大強化ニ努メ、又所謂宮内省怪文書事件ヲ惹起シテ、時ノ牧野宮内大臣、閑屋宮内次官ニ辭職ヲ強要シ、

(2) 昭和二年ニハ士林莊ナル看板ヲ掲ゲテ陸軍士官学校生徒ニ接近シ、當時ノ藤井濟海軍少尉ト共ニ天劍党規約ヲ陸軍士官学校卒業生徒ニ配布シテ所謂天劍党事件ヲ惹起シ、

(3) 昭和四年ニハ、愛国団体ト共ニ所謂不戰條約問題、金解禁問題ヲ翳シテ政府糾弾運動ノ急先鋒トナリ、自ラ日本国民党ノ統制委員長トナリテ中谷武世ノ愛国大衆党、津久井龍雄ノ急進愛国党ト共ニ革新的政治運動ニ進出シ、

(4) 昭和五年、六年ノ交ハ、<sup>ママ</sup>ロンドン條約問題ヲ中心トシテ其ノ与論喚起ニ奔走スル外、滿蒙問題ニ関心ヲ有シ、同問題ヲ中心トシテ陸軍青年將校ニ接近スルニ至レリ。

2 被告人西田税ハ、

(1) 昭和六年ニ於ケル所謂十月事件ニ対シテハ、同年八月頃當時ノ橋本砲兵中佐ヨリ該事件ノ計画内容ヲ打明ケラレテ海軍側ニ対スル工作ノ依頼ヲ受クルヤ、陸海軍兩者ノ間ニ介在シテ同志ノ獲得斡旋ニ努力セリ。

昭和七年ニ於ケル所謂血盟団事件並所謂五・一五事件ニ対シテハ、陸海軍將校ト連絡ヲ保持シ、且其内容計画ヲ知悉シ乍ラ其行動参加ヲ逃避セル為、川崎長光ノ為メ射撃セラレタリ。

爾來依然トシテ陸軍士官学校生徒及一部青年將校ニ対スル國家革命的啓蒙運動ヲ繼續シ、是等青年將校及生徒ヲ自宅ニ会合セシメテ思想的教唆ニ努メ、所謂十一月事件ノ惹起ヲ見ルニ至リタルガ、村中孝次、磯部淺一ガ同事件ニ関連シテ停職処分ニ附セラレ、次デ肅軍ニ関スル意見書出版ニ依リテ免官トナルヤ、被告人ハ村中、磯部等ト共ニ益々青年將校等ノ國家革新的意識ノ拡大強化ニ努メ、

真崎教育總監更迭問題、永田事件ノ勃発スルヤ、之等問題ヲ巧ニ捕ヘテ青年將校等ノ國家革新運動ヲ使唆煽動シ、

相沢公判ヲ中心トシテ公判斗争並該公判ヲ契機トスル昭和維新ノ断行ヲ煽動シ、傍ラ「大眼目」ノ発行ヲ指導シテ國家革新運動ニ邁進シ居タルガ、是等思想的使唆ニ依リ青年將校ノ動向ハ相沢公判ヲ中心トシテ益々尖鋭化スルニ至レリ。

3 被告人西田税ハ、

(1) 相沢公判ノ進行ト第一師団渡満ノ決定ニ伴ヒ、一部青年將校ノ言動悪化シ、或ハ其渡満前ニ於テ蹶起スルニ非ザルカヲ察知シ居タル際、

二月十一日頃磯部浅一（元一等主計）ヨリ蹶起ノ暗示ヲ受ケ、二月十六日頃村中孝次（元歩兵大尉）ヨリ第一師団渡満前ニ於テ決行スルノ計画アル旨聞知シ、

二月十七、八日頃栗原安秀（元歩兵中尉）ヨリ愈々蹶起ニ決シタル旨並決行内容・襲撃目標等ヲ聞知

シ、

二月二十日頃安藤輝三（元歩兵大尉）ヨリ二十一日ヨリ山口大尉ノ週番中ニ決行スル旨、

二月二十四日夜磯部浅一ヨリノ置手紙ニ拠リテ愈々二月二十六日未明ニ於テ蹶起スル旨、

承知シ、

二月二十五日夜亀川哲也宅ニ於テ、村中孝次、亀川哲也、被告人三人協議ヲ重ネ、蹶起資金トシテ亀川哲也ヨリ村中孝次宛千五百円交付ヲ斡旋與ヒシ、被告人ハ別ニ亀川哲也ヨリ百円ノ交付ヲ受ケタルガ、村中孝次ノ辞去後亀川哲也ト共ニ蹶起部隊ノ蹶起後ニ於ケル外郭運動方法ヲ協議シ、

(2) 二月二十六日事件当日朝ハ、部隊出動ノ確否ヲ確メル為豫テ承知シアル部隊行動ノ経路ヲ巡回シ、其ノ決行ヲ確認スルヤ、在巢鴨木村病院ニ入院中ナル岩田富美夫ヲ訪レ、首相官邸ニ在リタル栗原安秀ニ電話連絡シ、同日午後北輝次郎宅ヲ訪レテ同邸内ニ潜伏シ、北輝次郎ト共ニ叛乱部隊内ニ在ル叛乱中心

人物タル栗原安秀、安藤輝三、村中孝次等ニ対シ、  
事態収集ニ付真崎大将ニ一任セヨ

軍事参議官ノ力ヲ借リテ目的ノ貫徹ヲ期セヨ

ヤリカケタ事デアルカラ最後迄ヤレ

等叛乱部隊ニ対スル行動ヲ電話指令シ、又北宅ニ

村中孝次ヲ召致シテ直接指令シタル外、亀川哲也、

薩摩雄次等ト共ニ加藤海軍大将、小笠原海軍中将、

南郷海軍少将、有馬海軍大将、山本海軍大将其他ニ

対シ叛乱部隊ノ行動収拾ニ有利ナル軍政内閣ノ樹立

並昭和維新ノ断行ヲ運動シ、以テ叛乱將校ト共ニ内

外相呼応シテ叛乱罪ヲ敢行シタルモノナリ。

## 二 犯罪ノ原因動機

被告人ハ、所謂事件ブローカーニシテ日本改造法案

ノ著者タル北輝次郎ニ私淑シ、兩人ハ思想的並私生活

的ニ恰モ親子ノ如キ関係ヲ有シ、常ニ北輝次郎ヨリノ

補助ニ依リテ生活シアルモノナルガ、北ノ命ニ依リテ

日本改造法案ノ出版ヲ担任シ、其社会革命的建設内容

ヲ以テ理想社会ナリト確信シ、該法案ノ内容ヲ指導原

理トシテ主トシテ青年將校ノ啓蒙運動ニ専念シ来レル

ガ、従来被告人ニ依リテ指導啓蒙セラレタル青年將校

等ガ非合法的革新運動ノ挙ニ出デントスルヤ、被告人

ハ常ニ事件ヨリ巧ニ逃避シテ法網ヲ脱シ居タルガ、遂

ニ今次ノ反乱<sup>アサ</sup>決行ニ際シ其ノ逃避不可能ナルコトヲ知

ルニ至リテ、叛乱部隊ノ外郭ニ位置シ、内外相呼応シ

テ叛乱ノ目的ヲ達セントシタルニ因ル。

三 証拠 (省略)

四 前科 (省略)

五 捜査着手ノ年月日 昭和十一年三月八日

## 4 予審請求事実・公訴事実

### (一) 予審請求事実

北・西田に対する予審請求は、いずれも昭和十一年

五月五日検察官匂坂春平名義で、各別になされてい

る。兩名に対する予審請求書記載の犯罪事実はほとん

ど同文であるが、次のとおりである。

(1) 北關係

被告人ハ夙ニ我国ノ政治經濟等諸般ノ制度ニ一大変革ヲ加フルノ必要ヲ痛感シ、大正八年日本改造法案大綱ヲ著シ、爾來西田税等ト謀リ國家革新思想ノ普及ニ努メ、昭和七年頃ヨリ逐次菅波三郎、大藏榮一、安藤輝三、村中孝次、栗原安秀、磯部淺一、一部青年將校ト其ノ意ヲ通ジ、兵力ヲ使用シテ大官、重臣、財閥、政黨等ヲ打倒シ、帝都ヲ擾亂シテ之ヲ戒嚴令下ニ導キ、以テ國家革新ノ実ヲ挙ゲンコトヲ企圖シ、昭和八年頃ヨリ右青年將校等ト互ニ相團結シ、爾來主トシテ西田税ヲ通ジ村中孝次、磯部淺一、渋川善助、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀等ヲ指導シ、之ガ実行計畫ヲ樹立セシムルト共ニ、同志團結ノ強化擴大ヲ図リ、以テ之ガ機運ノ促進ニ努メタル上、村中孝次、栗原安秀、安藤輝三、磯部淺一、等ヲシテ昭和十一年二月二十六日未明兵力ヲ使用シ、内閣總理大臣官邸其ノ他大官重臣ノ官私邸ヲ襲撃シ、大藏大臣高橋是清、内大臣齋藤實、教育總監渡辺錠太郎等ヲ殺害シ、侍從長鈴木貫

二・二六事件北・西田裁判記録(一)(松本)

太郎等ニ重輕傷ヲ加ヘ、以テ麴町区西南部一帯ノ地域ヲ占拠シテ國權ニ反抗セシメ、更ニ其ノ目的貫徹ノ為西田税ト謀リ、自ラ村中孝次、栗原安秀等叛亂軍幹部ニ對シ、速ニ事態ノ收拾ヲ真崎大將ニ一任スベキ旨等所要ノ對上層部工作ニ付指令スルト共ニ、西田税、亀川哲也、薩摩雄次等ト提携シ、海軍大將加藤寬治、同中將小笠原長生等ニ對シ其ノ政治的工作ノ援助ヲ求ムル等、諸般ノ策動ヲ為シタルモノナリ。

(2) 西田關係

被告人ハ夙ニ我国ノ政治經濟等諸般ノ制度ニ一大変革ヲ加フルノ必要ヲ痛感シ、北輝次郎ト共ニ同人著日本改造法案大綱ニ則リ國家革新思想ノ普及ニ努メ、昭和六年頃ヨリ逐次菅波三郎、大藏榮一、村中孝次、栗原安秀、安藤輝三、磯部淺一、一部青年將校ト其ノ意ヲ通ジ、兵力ヲ使用シテ大官、重臣、財閥、政黨等ヲ打倒シ、帝都ヲ擾亂シテ之ヲ戒嚴令下ニ導キ、以テ國家革新ノ実ヲ挙ゲンコトヲ企圖シ、昭和八年頃ヨリ右青年將校等ト互ニ相團結シ、爾來北ト謀リ村中孝次、

磯部浅一、渋川善助、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀等ヲ指導シ、之ガ実行計画ヲ樹立セシムルト共ニ、同志団結ノ強化拡大ヲ図リ、以テ之ガ機運ノ促進ニ努メタル上、村中孝次、栗原安秀、安藤輝三、磯部浅一等ヲシテ同十一年二月二十六日未明兵力ヲ使用、内閣総理大臣官邸其ノ他大官重臣ノ官私邸ヲ襲撃シ、大蔵大臣高橋是清、内大臣斎藤実、教育総監渡辺錠太郎等ヲ殺害シ、侍従長鈴木貫太郎等ニ重軽傷ヲ加ヘ、以テ麴町区西南部一帯ノ地域ヲ占拠シ国権ニ反抗セシメ、更ニ其ノ目的貫徹ノ為北輝次郎ト謀リ、自ラ村中孝次、栗原安秀等叛乱軍幹部ニ対シ、真崎大将ヲ内閣首班ニ推戴シ、断乎トシテ初志ニ邁進スベキ旨等ヲ指令スルト共ニ、薩摩雄次等ト提携シ、海軍大将加藤寛治、同中将小笠原長生等ニ対シ其ノ政治的工作ノ援助ヲ求めル等、諸般ノ策動ヲ為シタルモノナリ。

(一) 公訴事実

北・西田に対する起訴は、いずれも昭和十一年四月

二四日句坂検察官の名義で、各別になされた。公訴状記載の犯罪事実は、陸軍大臣に対する予審終了報告書(句坂検察官名義)記載の犯罪事実と同文である。各公訴状には、昭和十一年四月二七日付の東京陸軍軍法会議裁判部の受付印が押捺されている。

予審終了報告と公訴事実は、すでに「句坂資料」で紹介されているので、ここでの引用は省略する(18)。

(1) 『獨協大学法学部創設二十五周年記念論文集』(一九九二年、第一法規出版)二七一頁以下。

(2) 北と西田の憲兵調書は、すでに林茂外編『二・二六事件秘録』第一卷(一九七一年、小学館)に収録されている。本調書は、同二七五頁にある。以下、「秘録」と略記して引用する。

(3) 「秘録」第一卷二七七頁に収録。  
 (4) 「秘録」第一卷二八〇頁に収録。  
 (5) 「秘録」第一卷二八三頁に収録。  
 (6) 「秘録」第一卷二八四頁に収録。  
 (7) 「秘録」第一卷二八九頁に収録。  
 (8) 「秘録」第一卷三四五頁に収録。  
 (9) 「秘録」第一卷三五二頁に収録。



- (10) 「秘録」第一卷三五六頁に収録。
- (11) 「秘録」第一卷三六〇頁に収録。
- (12) 「秘録」第一卷三六二頁に収録。
- (13) 「秘録」第一卷三六七頁に収録。
- (14) 「秘録」第一卷二九四頁に収録。
- (15) 「勾坂資料」Ⅲ（一九九〇年）一三〇頁、一三四頁に収録。
- (16) 「勾坂資料」Ⅲ一三三頁、一三六頁に収録。
- (17) 第一、第二の点につき、美濃部達吉『日本行政法』下巻（一九四〇年、有斐閣）一五四頁、第三の点につき、同書五五頁。
- (18) 北につき「勾坂資料」Ⅲ一三〇頁、西田につき同書一三四頁。

#### 四 北の起訴前の供述

##### 1 はじめに

公訴提起前、すなわち捜査段階と予審（一）における北の供述を録取した書面としては、憲兵作成の聴取書

二・二六事件北・西田裁判記録（一）（松本）

七通、検察官作成の聴取書二通、特高係警察官作成の聴取書五通、そして予審官作成の訊問調書四通（うち一通は勾留訊問調書）がある。ここに聴取書とは、捜査官が犯罪捜査に当たって関係者の任意の供述を録取した書面をいい、訊問調書とは、法令による強制処分としての訊問に対する供述を録取した書面をいう。もっとも、陸軍軍法会議法（海軍軍法会議法も同じ）は、旧刑事訴訟法三四三条のように法令によって作成した訊問調書以外の供述録取書の証拠能力を制限する規定を設けておらず、したがって捜査官作成の聴取書も無条件で証拠として用いることができたから、証拠法上両者をとくに区別する実益はない。

北の憲兵聴取書は、前述のようにすでにその全部が公開されているので、ここでは、その経過を記すに止める。

北は、第一回から第四回までの聴取書では、西田をかばい、事件についての質問をとぼけた調子でかわしている。取調官福本憲兵少佐は、第三回聴取書で、北

が財閥解体を主張しながら三井財閥から年間二万円もの生活費を受けている点を追求するが、これに対しても北は次のような人を食った答をしている。

「……財閥ヲ否定シテ居ルト云ツテモ彼レト是レトハ別問題デ、恰モ明治維新当時ノ桂小五郎、西郷吉之助ガ藩侯ノ禄ヲ貰ツテ居タノト其本質ニ於テ大差ハ無イト思ヒマス」

三月一三日付の第五回聴取書では、かなり核心に触れた供述を始めているが、それでも二六日以前には事件が起こることを知らなかったというそれまでの態度を貫いている。この調書の中で、取調官の、二七日午後安藤大尉を電話に呼び出して、「給与はよいか、「○はあるか」と尋ねたことがあるかという問は、句坂資料で明らかにされた電話傍受<sup>(3)</sup>を踏まえての質問であり、興味深い。もっとも北は、言下にこれを否定しており、なぜか取調官もこの点をさらに追求はしておらず、真想は不明である。

北は、三月一五日付の第六回聴取書に至って、これ

まで西田をかばうために偽りを述べていたことを認め、申し訳ないと供述する。こうして、本格的な取調べのバトンは警視庁の特高係に渡されることになる。

なお、憲兵の第七回調書は、北の国家改造思想と運動の経緯に関するものである。

## 2 検察官聴取書

(一) 昭和十一年三月九日付第一回聴取書

検察官として北を取調べたのは、竹沢卯一陸軍法務官であった。竹沢検察官は、第一回聴取書において、北が『国家改造法案大綱』を書いた動機、同書に記載された国家改造の具体的方策などについて釈明を求め、事件発生前後の行動について糾し、また三井財閥その他の北の資金源を追求する。この段階では、北は事件への関わりを全面的には認めていないが、青年将校等の行動を肯定することを明言する。以下、聴取書の主要部分を抄録する。

「御教示ニ依リマス、其ノ方ノ国家改造法案ナルモノガ今回ノ事件ニ重大影響アリト云フコトデアリマシガ、ソレニ就イテ申上ゲマス。私ガアノ国家改造法案ヲ大正八年ニ書キマシタノハ、其ノ年世界大戦ハベル

サイユ会議デ平和ニナリマシテ、誰一人此後世界ニ第二ノ大戦争ガアルト云フコトヲ考ヘルモノモナク、從ツテ各種ノ改造論、革命論ハ日本全体ヲ風靡シテ居ルノヲ見マシテ、私ハコノ日本ノ将来、即チ世界大戦ノ(第二)ノ場合ニ日本ガ大戦争ノ中途又ハ戦争ノ勝利ノ刹那等ニ於テ、露独ノ如ク国内ヨリ崩壊スル様ナ結果ニナリマシテハ日本ノ滅亡ナリト考へ、依ツテ第二世界大戦争ノ来ラザル以前ニ於テ、日本ノ国家組織ガ共產党其ノ他ニ乗ゼラレザル様最モ合理的ナル改造ヲ完成シ置ク必要アリト考へ、私ノ国家改造法案ノ根本目的ハソレデアリマス。又其ノ事ハ全卷ニ涉ツテ明記シテアリマス。從ツテ、此ノ三、四年來世界ノ形勢ガ第二世界大戦ノ免ルベカラザル形勢ニ進ミツツアルコトハ何人モ認識スル様ニナリ、国防ノ任ニ當ツテ居ル

二・二六事件北・西田裁判記録(一)(松本)

陸海軍ノ諸君ガ更ニ私ノ旧著ヲ持チ出シテ再検討シマシテ、世界ノ形勢ニ対シテ益々国内改造ノ急ヲ考ヘルモノガ少数カ多数カハ存ジマセヌガ有リマスコトハ、サモアルベキコトト存ジマス。(中略)

御教示ニ依リマス、其ノ方ノ指導デアル、其ノ方ニ対スル崇拜デアルト云フ御言葉ガアリマスガ、私ノ改造法案ハ前項申上ゲタ点ヲ強調シテ覚醒ヲ日本ノ上下ニ求メタモノデアリマス。私ハ夜明ノ鐘ヲ突イタ坊サンデアリマス。坊サンガ鐘ヲ突イタカラ大キナ太陽ガ出タノデアアリマセヌ。私トシマシテモ此ノ世ノ指導者ト云フ様ナ剛慢ナ、不遜ナ考へハ少シモ持ツテ居リマセヌ。ソレハ、改造法案ヲ御覽ニナリマシテ御判カリデアリマス」

「(改造法案の戒厳令について)……若シ此ノ改造ヲ行フ為ニ何等擾乱ガナイト云フ見通シアルトキハ、戒厳令ハ必要デハアリマセヌ。私ガ大正八年ノ昔ニアレヲ書イタ当時ハ、共產又ハ共產党ニ近キ勢力ガ日本ニ漲ツテ居リマシタカラ、ソレニ対スル当然ノ用意トシ

テ書キマシタ。併シ、ソレ以後日本ノ共産党ハ数回ニ  
亙リ弾圧サレ居リマスカラ、其ノ意味ノ警戒カラモ戒  
厳令ハ今日ハ必要デナイカモ知レマセヌ。」

そして、この調書の最後は、次のような問答で締め  
くくられている。

「問 其ノ方ハ、蹶起将校等ノ行動ハ正義ノ行動ト認  
ムルノカ。

答 左様デス。

問 其ノ方ハ、蹶起軍ノ行動ハ兵馬ノ大権ヲ干犯ス  
ルモノト思ハヌカ。

答 今ハ大権干犯ト認メラルルカ怎ウカハ存ジマセ  
ヌガ、後デ自然ニ解決セラレ、彼等ノ行動ハ大義名分  
ニ依ル行動デアッタト認メラルルニ至ルコトト思ヒマ  
ス。

問 後デ自然ニ解決セラルルトハ如何。

答 将来、蹶起軍ノ理想ガ達セラルルコトガアルト  
思ヒマスカラ、ソノ時ハ前申シマシタ通り大義名分ニ  
依ル行動デアッタト認メラルルニ至ルト云フ意味デ

ス。」

(二) 昭和十一年三月一五日付第二回聴取書

検察官は、この調書の中で、日記第四冊の「靈告」  
の意味について追求している。「靈告」(4)とは、神がか  
りの状態になった北夫人に降りた神仏のお告げを、北  
が解釈し、文字にしたものである。主要な靈告につい  
ての北の説明は次のとおりであり、検察官の追求を巧  
みにかわしている(番号は、便宜上筆者において付し  
た)。

① 二月二一日の「山岡鉄太郎物申す／稜威尊し／  
兵馬大権干犯如何」等について

「今日ニナツテ考へ見ルト、今日ノ事変ノ起キルコト  
ト失敗スルコトヲ予言セラレタモノト思ヒマス。」

② 二月二四日の「大内山光射ス／暗雲無シ」等に  
ついて

「今考へマスト、今回ノ事変ニ宮城ニ何事モ起ラナカ  
ッタ事ヲ示サレタト思ヒ□□シマス。」

③ 二月二十六日夜半一時半の「革命軍正義軍ノ文字並ビ現ハレ革命軍ノ上ニ二本棒ヲ引キ消シ正義軍ト示サル」について

「自分デソノ当時考ヘマシタノハ、今回起サレタ行動軍ハ、昭和維新ナドト云フ様な社会組織ノ根本的改革ヲ意味スル革命軍トイフ様な性質ノモノデハナク、単ニ正義ヲ現ハス為ニ立ツタモノデアルト云フ様ニ私ハ解釈シテオリマス。」

④ 二月二七日期の「人無シ勇将真崎在リノ国家正義軍ノ為メ号令シノ正義軍速ニ一任セヨ」について  
「二十六日ニ軍事参議官ノ人々ガ青年将校ノ居ル総理官邸ニ来ラレマシタ時、青年将校ハ台湾ノ柳川ヲ以テ次ノ内閣ノ首班ニシテ貰ヒタイト云フコトヲ申上ゲテ双方モノ別レトナリタルコトヲ知リマシタノデ、私ハ、二十七日ノ朝一心ニナツテ神仏ニ祈リマシタ。ソノ危険ナル時間ヲ一日モ早く收拾スルコトヲ祈願シマシタ。ソノ時ニ如斯文字ヲ以テ示サレ……」

⑤ 二月二八日の「神仏集ヒ賞讃賞讃ノおおい嬉し

ニ・二六事件北・西田裁判記録(一)(松本)

さの余り涙込み上げかノ義軍勝て兜の緒を絞めよノ義軍先発、八幡大菩薩、飯綱大権現道光スノ大海ノ波打ツ如シ」について

「右ニ書イテアルコトハ、将来判カルコトガアルカモ知レマセヌガ、現在ハ判カリマセヌ。」

### 3 警察官聴取書

(一) はじめに

警視庁における北の聴取書は全部で五通あるが、取調官はすべて特別高等部特別高等係に勤務していた関口照里警部補である。北は、関口警部補の取調べに対して、初めて事件とのかかわり合いを詳細に語っている。後述の第一回聴取書で、北は告白の動機を明らかにしているが、取調べる者と取調べられる者との間に心が通いあったことも、あずかって力があつたように思われる(5)。

北・西田の警察官聴取書は、これまでも断片的に紹

介されたことはあつたが(6)、その全文が明るみに出たことはなかつた。事件との関係を初めて詳細に述べるこれら聴取書は、後述の予審調書の基礎を作つており、重要である。

(二) 昭和十一年三月一七日付第一回聴取書

北は、この聴取書の中で、型どおり経歴・家庭状況・生活状況等について述べた後、二月二六日以前に事件の発生を知つていたことを初めて認めて、次のように述べる。

「一、今回ノ事件ニ関シマシテハ、私ハ最初憲兵隊ノ取調べ又陸軍法務官ノ取調べニ対シテ、此ノ事件ヲ事前ニ承知シテ居ラナイト云フ事ヲ申立テテ来マシタガ、其ノ理由ハ、私トシテ無責任ナ法ノ制裁ヲ免レタイト云フ事ノ為メニ隠蔽シタノデアリマセン。私ニ事件ヲ話シマシタノハ西田税デアリマシテ、西田ハ度ビ度ビ私ニ対シ、貴方ハ此ノ事ヲ事前ニ私カラ聞キ知ラナイ事ニシテ置イテ下サイ、貴方

ニ迷惑ガ及ブトイケマセンカラ、ト云フ事ヲ堅ク申シテ居リマシタノデ、西田ガ如何ナル事ヲ申立テマシタカ判ラナイ以前ニ於テ、西田ヨリモ先立ツテ私ノ方カラ申立テル事ハ西田ノ情誼ニ対スル道デモアリマセント考ヘマシテ、或ル時機迄西田カラ聞カセラレタ点丈ケヲ隠蔽致シマシテ、事前ニ西田カラ聞知シテ居ラナカッタト申シタ次第デアリマス。然ルニ、コチラニ参リマシテ、西田ガ多クノ青年将校ガ斯ク犠牲ニナリマシタ上ハ、自分ノ責任トシテ供々ニ法ノ制裁ヲ受クベキモノト考ヘ、逐一事情ヲ陳述致シマシタ事ヲ聞キマシテ、誠ニ当然ノ事ト存ジ、私モ西田ヨリ事前ニ聞知シテ居ツタ事ヲ申上ゲ、包ミナク私ノ西田ヨリ聞カセラレタ部分等ヲモ申上ゲ、其他一切私ノ関与シタル点等ニ就キテモ事實有リノ儘ニ申上ゲタイト存ジマス。

一、先ヅ事件前ノ事ト致シマシテハ、

私ハ西田一人ノミカラ聞知シタ事デアリマス。  
最初第一ニ私ガ西田カラ聞キマシタノハ、本年二月十五日前後ト思ヒマスガ、西田ハ当時相沢公判ニ全

カヲ傾注シテ居リマシテ、多ク相沢公判ニ関スル話ヲシテ居リマシタガ、此ノ時西田ガ申シマスニハ、公判廷ニ於テ弁護人ヨリ申請スル証人ヲ裁判長ガ却下スル場合ニハ、青年將校ハ或ハ蹶起スルカモ知レヌ様ナ風ニ見エルト一言申シマシタ。

其ノ后<sup>マ</sup>二月ノ二十日頃ト思ヒマスガ、西田ガ參リマシテ、愈々青年將校ハ蹶起スルト申シマシテ、其ノ急ニ蹶起スル理由トシテ、一師団ガ愈々滿洲ニ派遣サレル事ニナッタノデ二年間モ東京ニ居ナクナル、自分等(青年將校達)ガ居ナクナルト、重臣ブロック其他ノ悪イ勢力ガ再び勢力ヲ盛り返シテ来ル、自分等(青年將校達)モ滿洲ニ行ッテ一命ヲ捨テルノダカラ、セメテ君側ノ奸臣等ヲ一掃シテ、昭和維新ノ捨石ニナリ度イト云フ氣持デアル、ト云フ事ヲ話シマシタ。ソシテ西田ガ云フニハ、之レハモウ大勢デアル、今迄ノ様ニ吾々ノ一人二人ノ人力デ押ヘル事モ、何ウスル事モ出来ルモノデハナイ、ト云フ意味ノ事ヲ私ニ申シ聞カセマシタ。

二・二六事件北・西田裁判記録(一)(松本)

其ノ時私ハ、尤モノ事デアアルカラ或ハ蹶起スルデアロウカトモ思ヒ、又ハソウナラナイノデナイカトモ考ヘ、半信半疑ノ様ナ心持チデ聞ヒテ居リマシタ。

次ギニ、二月ノ二十二、三日頃ト思ヒマス。西田ガ參リマシテ、

愈々決行スル事ニナッタ。襲撃目標ハ、

岡田総理／齊藤内府／高橋蔵相／渡辺教育総監／鈴木侍從長／牧野伸顯／西園寺公

ヲ殺ルト青年將校ノ方デ決定シマシタ。西園寺公ハ豊橋ノ聯隊ガ殺ル事ニナッテ居リマス。

ト云フ事ヲ話シマシタ。

尚、話ガ続キマシテ、皆ハ池田成彬ヲ殺ルト云ッテ居リマスガ、自分(西田)トシテノ考ヘハ、三井ノ主人公、三菱ノ主人公ヲ殺ル方ガ至当ト思ッテ居ルガ、主人公等ハ今邸内ニ居ルカ何ウカ、又邸内ノ様子モサグッテナイノデ、今色々考ヘテ居ルト申シ、又、

伊沢多喜男／後藤文夫

等モ色々考ヘテ居ルト(考ヘテ居ルト云フノハ、未ダ

決定ハシナイガ、人選中ト云フ様ナ意味ニ私ハ解釈シマシタ)ノ話デシタ。

其処デ私ハ申シマシタ。

青年將校デ既ニ決定シタ事ハ自分ハ何モ云ハナイガ、伊沢多喜男ノ如キハ齊藤、牧野等ト云フ大木ニ依ッテ生キテ居ル寄生木ニ過ギナイト思フ。夫レ等大木ノ重臣ヲ倒シテ仕舞ヘバ、寄生木ノアレ等ハモウ悪い事ヲスル力モ無クナルデアロウ。殊ニ後藤文夫ノ様ナ二、三流所ノ者迄モ殺スニハ及バンデハナイカ、ト申シ、

私ハ、

己ムヲ得ザル者以外ハ、成ルベク多クノ人ヲ殺サナイト云フ方針ヲ以テシナイトイケマセンヨ。

ト申シマシタ。

西田ハ、返事ヲシマセンデシタガ、非常ニ考ヘ深い顔ヲシテ私ノ申ス事ヲ聞イテ居リマシタ。

確カ、其ノ翌日ト記憶シテ居リマス。西田ガ参リマシテ、決行スル事ニ就テ話ガアリマシタガ、多ク雑談

的ニ話ヲシマシタ。其ノ中ニ記憶シテ居マス事ハ、

山口大尉ガ週番ニナッテイルノデ聯隊長代理ヲヤルノデ、出動部隊ノ行動ハ妨害サレナイデアロウト云フ様ナ話モアリマシタシ、又

栗原中尉／安藤大尉／香田大尉等、

私ノ知ッテ居ル人ノ出動スル事モ話シマシタシ、又村中君、磯部君等ノ参加出動スル事モ話シマシタ。

又、牧野ガ湯ガ原温泉ニ居ル事が瞭カニナッタ事ヲ話シ、夫レニハ東京ノ部隊カラ出動シテ行ク事ヲモ話シマシタ。

又、何中隊、何中隊ガ出ルト云フ様ナ事モ話シマシタガ、私ハ軍事上ノ智識ガアリマセンノデ、私ハ只大部隊ノ出動スルト云フ事ト、前記ノ將校等ガ出動スルト云フ事丈ケヲ記憶シテ居リマス。其ノ時西田ハ、

真崎内閣／柳川陸相、

ト云フ様ナ処ガ皆モ希望シテ居ルシ、自分(西田)モ夫レガ良イト思ッテ居ルト私ニ申シマシタ。

私ハ、荒木、真崎ハヤハリ一体ニナラントイケナイ



デハナイカト問フテ見マシタ。西田ハ、荒木ハ前ノ時  
(陸相ノ時)ニ軍内ノ肅正モ出来ズ、只言論許リデ最  
早試験済ミト云フ様ニ皆ハ考ヘテ居ル様デス、荒木  
ハ、関東軍司令官ニナルノガ荒木ノロシア智識其他人  
物カラ見テ、一番荒木ノ為メニモ、国家ノ為メニモ良  
カロウト考ヘテ居ルト申シマシタ。

又、事件勃発ト全時ニ、山口大尉カラ本庄武官長ニ  
知ラセル事ニナツテ居ルト云フ事モ私ニ聞カセマシ  
タ。

又、此ノ時カ前日カ判リマセンガ、今度ノ事ハ軍人  
外ノ民間ハ一切参加シナイ事ニナツテ居マスト云フ話  
モアリマシタシ、二月ノ二十日以後ニ、三日ノ間デ日  
ハ記憶アリマセンガ、西田カラ、小笠原長生子ニ会ヒ  
マシテ相沢公判ノ事ナドヲ詳シクオ話しテ、或ハ青年  
将校ガ蹶起スル事ガアルカモ知レマセント話しテ来タ  
ト私ニ申シマシタ。

其後二月ノ二十五日ノ夜八、九時頃カト思ヒマス  
ガ、西田ガ参リマシテ、千坂海軍中将邸ニオ通夜ニ行

カウト思フト申シマシテ、貴方ノ香奠ガ未ダヤッテナ  
ケレバ、私ガ(西田)持ッテ行コウト思フガ何ウデス  
トノ話デシタ。私ハ、葬儀ガ終ッテ静カニナッテカラ  
私ガ改メテオ悔ミニ行カウト思ッテ居ルカラ、今日ハ  
宜シイト話シマシタ。

其ノ時西田ハ、明朝決行スル事ヲ私ニ話シ、又、豊  
橋部隊ノ都合上西園寺ハ止メニシマシタト申シ、又亀  
川カラ千五百円丈ケ都合シテ貰ッタト申シ、如何ニ金  
ガイラント云ッテモ、ヤハリ少シハイルノダカラト申  
シマシタ。

其ノ時モ、前日来ノ事ヲ繰リ返シテ、貴方ハ私カラ  
何モ聞カナイ事ニナツテ居ルノデスカラ、其ノ積リデ  
居テ下サイト堅ク申シテ行キマシタ。

西田カラ私ニ話サレタ事ハ、之レ丈ケデアリマス。  
尚、村中カラ、二月ノ二十二、三日頃ト思ヒマスガ、  
村中ガヤッテ来マシテ、吾々ハ愈々決行シマスト只一  
言申シマシタ。私ハ、西田カラ聞イテ居リマシタノ  
デ、何モ村中ニ質問モ致シマセズ、村中モ西田ヲ押シ

除ケテ私ニ色々云フ様ナ事ガアリマセンノデ、外ノ話ヲシテ直グ販リマシタ。

以上ハ、事件前ノ事ノ全部デアリマス。」

(三) 昭和一一年三月一八日付第二回聴取書

北は、この聴取書の中で、事件発生後の北の行動と事件に対する自らの心情を詳しく語っている。とくに、青年将校の蹶起が事前に十分な根回しもなく、いわば暴発的に起こったものであったことを知ったときの心の動揺を述べる部分は、印象的である。

「一、西田カラ愈々青年将校ガ決行スルト聞カサレタ当時ノ心境ハ、

私ハ一師団ガ満洲ニ派遣サレルト云フ特殊ノ事情カラ爆発スルモノデアルト観マシテ、之レハ人力如何トモスル事出来ナイ、就テハ、青年将校ノ目的トスル君側ノ奸臣ヲ一掃スル事丈ケハ成功サセ度イト考へ、心カラ目的ノ成就ヲ祈ツテ居リマシタ。尚、コレヲキツカケトシテ、陸軍ノ肅正ヲ考ヘテ居ルト聞キマス真崎

等ガ出テ、陸軍ノ肅正ヲ図リ、次イデ各方面ニ亘ツテ昭和維新ノ第一歩ヲ踏ミ出スノデハナイカト云フ期待ヲモ持チマシタ。

又、私ハ、万事西田ノスル事デアリマスカラ、中堅将校又ハ其上ノ上層ノ將軍等ニ連絡モ執ツテアルモノト思ヒマシタノデ、上層部トノ關係ニ就イテハ自分カラ何ウナツテ居ルカハ聞カズ、只当時西田ニ青年将校ノ態度ハドンナカト私カラ問ヒマシタ。

西田ハ、皆極メテ冷静デスト答ヒマシタ。私ハ、夫レデハ宜シイト申シマシタ。之ハ、私ガ青年将校達ノ成功ヲ祈ツテ居ル關係上、アセツタリナドシテ居テハ困ルト考へ、尋ネテ見タノデアリマシタ。

一、事件発生后ノ事ト致シマシテ、  
(中略) 午后四時頃カト思ヒマス。西田ガ参リマシタ。此ノ時赤沢モ一緒ニ来タカモ知レマセンガ、私ノ部屋ニハ這入リマセンノデ西田ガ一人デ来タノダト思ツテ居リマシタ。話シマシタ事ハ、大体襲撃目的ヲ達シタ事ヲ話シマシテ、尚私ハ(西田) 此処ニ居リタイ

ト申シマシタノデ、私モ西田ノ事ハ心配デアリマスシ、即時ニ承知シマシタ。間モナク薩摩モ参リマシテ、三人同部屋ニ居リマシタ。ソシテ、薩摩ハ午后七時カ八時頃ノ間ニ飯<sup>マ</sup>ツタノデスガ、此ノ間ノ話トシマシテハ、西田ト色々話シテ居リマシタ様デ、此ノ日ハ、世間モ大騒ギノ話デ持チ切ッテ居ルモノデスカラ、話題ハ夫レヲ中心トシタ事デアッタト記憶シテ居リマス。

薩摩ガ帰リマシテカラ西田ト私二人ニナリマシテ、今迄私ガ聞イテ居ル話ニ依リマス、今度ノ蹶起ニ際シテ、予メ立体的ニ陸軍ノ中堅層及ビ上層ニ何等ノ了解連絡ガ無カッタ様ニ聞エマシタノデ、私ハ西田ニ向ッテ、真崎、荒木其他満井中佐、石原大佐、小畑、鈴木貞等ト事前ニ充分ノ話合ヲシテ無カッタノカト問ヒ質シマシタ。西田ハ、一人ニモ話シテ有リマセント答ヘマシタ。一方、同日首相官邸ノ青年将校等ニ軍事参議官全部ガ参リマシテ、参議官ノ方ヨリ非常ノ感激ヲ以テ青年将校等ニ対シ、『吾々軍事参議官一同ハ、諸

君ト共ニ死ヲ賭シテ昭和維新ニ前進仕様』ト申シタノニ対シ、青年将校側ハ、『台湾ノ柳川ヲ以テ次ギノ総理トセラルル事ヲ希望スル』ト申シタト云フ事ヲ西田カラ聞キマシタノデ、之デハ全然立体的ノ了解連絡ノ無カッタト云フ事ヲ知り確メタノデ、私ハ心ノ中ニ『仕舞ッタ』ト云フ心配ヲ生ジテ、多ク沈黙ニナリ、此ノ前後<sup>マ</sup>処置ヲ如何ニスベキカニ只一人心ヲ碎イテ居リマシタ。(中略)

二月二十七日ハ、私ハ昨日軍事参議官ノ青年将校ニ対シテ、諸君ト一致シテ昭和維新ニ前進仕様ト云フ申出デニ対シテ、青年将校側ガ柳川ヲ持チ出シタト云フ事ハ、考ヘ方ニ依レバ列座ノ軍事参議官全部ニ対スル不信任ノ意思ヲ明白ニ表示シタモノトナリマスノデ、之レハ年少若氣ノ重大ナル過失ト考ヘ、事變前真崎説ト云フ事ヲ西田カラ聞カセラレテアッタノトモ相違シマスノデ、其ノ点許リヲ苦慮致シマシテ、朝床ノ中デ眼ヲ醒マシマシテモ此ノ前後<sup>マ</sup>処置ヲ如何ニスベキカラ考ヘテ許リ居リマシタ。此ノ朝、自分(北)ハ愈々決

心ヲ致シマシテ、此ノ儘ニシテ置ケバ行動隊ヲ見殺シニスル丈ケデアル、時局ヲ收拾スル事ガ何ヨリモ急務デアル、随テ時局收拾ハ青年將校ヲ有利ニ保護スルモノノ内閣デナケレバナラスト考ヘマシテ、氣ノ起ツテ居ル人々ニコウユ一<sup>イ</sup>事ハ申セマセンカラ、西田ニ電話ヲ掛ケサセテ、青年將校ノ誰カヲ電話口ニ出テ貰フ事ニシマシタ。

確カ、栗原中尉ト思イマス。電話口ニ出マシタノデ、私ハ次ギノ様ニ申シマシタ。

『ヤア暫ク、愈々ヤリマシタネ。就テハ、君等ハ昨日台湾ノ柳川ヲ総理ニ希望シテ居ルト云フ事ヲ軍事參議官ノ方々ニ申シタソウダガ、東京ト台湾デハ余リ話ガ遠スギルデハナイカ。何事モ第一番ヲ求メルト云フ事ハ、コウユ一<sup>イ</sup>場合ニ考ヘベキ事デハアリマセン。真崎デモ良イデハナイカ。真崎ニ時局ヲ收拾シテ貰フ事ニ、先ヅ君等青年將校全部ノ意見ヲ一致サセナサイ。ソウシテ、君等ノ意見一致トシテ軍事參議官ニ申出デ、軍事參議官ノ方モ亦軍事參議官全部ノ意見一致ト

シテ真崎ヲ推薦スル事ニスレバ、即チ陸軍ノ上下一致ト云フ事ニナル。君等ハ、軍事參議官ノ意見一致ト同時ニ真崎ニ一任シテ、一切ノ要求ナドハ致サナイ事ニシナサイ。ソシテ、呉レ呉レモ大權私議ニナラナイ様ニ軍事參議官ニオ願ヒスル様ニシナサイ。更ニ私ハ念ヲ押シテ、良ク私ノ云フ意味ガ判リマシタカ、意味ヲ間違ヒナイ様ニ、他ノ諸君ト速カニ相談ラシテ、意見ヲ一致サセナサイ。』

電話ノ要旨ハ以上ノ通りデ、午前十時過ギト思ヒマス。

尚ホ、西田ト村中トノ電話デ話シテ居ルノヲ機会ニ、私ガ電話ニ出マシテ、村中ニ向ツテモ栗原ニ申シタト同一ノ言葉ヲ以テ、青年將校ノ意見一致ヲ急速ニスル様ニ説キ勸メマシタ。

此ノ時、栗原モ村中モ、皆ト相談シテ直チニ其ノ様ニ致シマスト云フ返事デアリマシタ。

后チ午<sup>マ</sup>后ノ四時カ五時頃ト思ヒマス。西田ト村中ト電話デ話シテ居リマシテ、其ノ電話ガ午前私ガ掛ケマ

シタ返事デアリマシタノデ、西田ハ私ニ尚直接電話ニ掛ッテ聞ク様ニ申シマシタノデ、私ガ村中カラ聞キマシタノハ次ギノ通りデアリマス。

『先程軍事参議官ハ全部見エマセンデシタガ、西、真崎、阿部ノ三大将ガ見エマシタノデ、吾々一同ノ一致セル意見トシテ、

此ノ際真崎閣下ノ出馬ヲ煩ハシテ、真崎閣下ニ総テヲ一任シタイト思ヒマス。何ウゾ軍事参議官閣下等モ御意見御一致ヲ以テ、真崎閣下ニ時局收拾ヲ御一任セラルル様才願ヒ致シマス。何ウゾ御決定ノ上ハ、直チニ陛下ニ奏上シテ、其ノ実現ヲ期スル様ニ才願ヒ申シマス。

ト申シマシタ処、西大将、阿部大将ハ即時ニ、夫レハ結構ナ事ダ、君等ガソウ話ガ判ッテ自分等ニ一任シテ呉レルナラバ、誠ニ結構ナ事デアアル、早速飯<sup>マ</sup>ッテ皆トモ相談シテ返事ヲ仕様ト云フ事デアリマシタ。ソシテ、少シ不平ノ様ナ語氣ヲ以テ、真崎閣下ハ兎ニ角君等ハ兵ヲ引ク事が先ダト云ヒマシタ。』

之ガ村中ノ電話デアリマス。

其ノ時私ハ、其ノ返事ヲ一刻モ速ク聞キ度イカラ、返事次第知ラセテ呉レト申シテ、電話ヲ終リマシタ。

(中略)

夜十時頃ト思ヒマスガ、薩摩君ガ参リマシタ。私、西田、薩摩三人一座シテ、其ノ時私ガ薩摩ニ申シマシタ。

『青年将校ハ、真崎ヲ立テテ一任スルト云フ事ニ漸ク意見ガ纏ツタ。未ダ軍事参議官カラノ返事ガ無いソウデアルガ、要スルニ今回ノ事ハ陸軍カラ出シタ火事デアルカラ、陸軍ノ軍事参議官丈ケデハ少シ苦シイ所デアルダロウト思フ。(夫レハ只私ノ想像トシテ、返事ノ遅レテ居ルノガソウユ一關係デハナイカト思ヒ廻ラシテ見タノデス。)就テハ、第三者ノ立場ニアル海軍側カラ、時局收拾ヲ真崎ニ一任仕様ト申シ出テ呉レバ、陸軍ノ意見ヲ一致セシメルノニ都合デアラウト思フ。デ、直グニ加藤大将ニ、青年将校ノ意見ノ一致シタ事ヲ知ラセテ、海軍側カラノ才骨折リヲ願ッテ呉

レ。』

ト私ハ薩摩ニ申シマシタ。薩摩ハ直チニ卓上ノ電話ヲ取ツテ、右ノ意味ヲ加藤大将ニ申シマシタ。(中略)

二十八日中ハ、私ハ唯軍事參議官カラ青年將校ニ対シテ返事ガアルノ許リヲ待ツテ居リマシテ、西田ニ対シテ午前、午后三回位ニ亘ツテ返事ノ来タカ否カラ問ヒ合セテ貰ヒマシタガ、返事ガアリマセント云フ事デアリマシタ。私ハ、他ノ勢力ノ動キ始メタカ何ウカト云フ事モ知ラズ、唯陸軍ガ上下一致シテ真崎ヲ奏請スル様ニナルデアロウ事ヲ信ジ、青年將校ノ身ノ上モ夫レニ依ツテ有利ニ庇護サレル事ヲ期待シテ居リマシタ。従ツテ、色々ノ風評ノ如ク陸軍同志ガ相撃ツ様ナ不詳事モ起ラナイ事ヲ信ジテ、比較的心痛ナク午后迄只返事ヲ待ツテ居リマシタ。(中略)

要スルニ、二十八日中ハ、真崎内閣説ニ軍事參議官モ意見一致スルモノト信ジ、海軍側ノ助言モ又有効ニ結果スルモノト信ジ、随ツテ一任スルト言フタ以上

ハ、出動部隊モ兵ヲ引イテ時局ガ危険状態ヨリ免ルルモノト許リ確信致シテ時間ヲ経過シテ居リマシタ。』

#### (四) 昭和十一年三月一九日付第三回聴取書

北は、この聴取書で、彼の「社会ニ対スル認識及国内改造ニ関スル方針」を説明している。これは、『国家改造法案大綱』に盛られた彼の思想を敷衍するものである。以下、主要な個所を抜き書きする。

「日本ノ対外的立場ヲ見マス時、又歐洲等ニ於ケル世界第二大戦ノ氣運ガ醸成サレテ居ルノヲ見マス時、日本ハ遠カラザル中ニ対外戦争ヲ免レザルモノト覚悟シナケレバナリマセン。此ノ時、戦争中又ハ戦争ノ末期ニ於テ、前例ロシア帝国、独逸帝国ノ如ク国内ノ内部崩壊ヲ来ス様ナ事ガアリマシテハ、三千年ノ光荣アル独立モ一空ニ期スル事トナリマス。此ノ点ハ、四、五年來漸ク世ノ先覚者ノ方々ガ認識シテ、深ク憂慮シテ居ル処デアリマス。其処デ私ハ、最近深ク考ヘマスルノハ、日本ノ対外戦争ヲ決行スル以前ニ於テ、先ヅ

合理的ニ国内ノ改造ヲ仕遂ゲテ置キ度イト云フ事デア  
リマス。国内ノ改造方針トシテハ、金権政治ヲ一掃ス  
ル事、即チ御三家始メ三百諸公ノ所有シテ居ル富ヲ国  
家ニ所有ヲ移シテ、国家ノ経営ト為シ、其ノ利益ヲ国  
家ニ帰属セシムル事ヲ第一ト致シマス。(中略)

又私ハ、人性自然ノ自由ヲ要求スル根本点ニ立脚シ  
テ、私有財産制度ノ欠クベカラザル必要ヲ主張シテ居  
リマス。(中略)

故ニ、私ノ抱懐スル改造意見トシテハ、日本現在ニ  
存スル一、二百万円以上ノ私有財産ヲ(従ッテ其生産  
機関ヲ)国家ノ所有ニ移ス事文ケデアリマシテ、中産  
者以下ニハ一点ノ動搖モ与ヘナイノヲ眼目トシテ居  
マス。(中略)

日本ノ皇室ハ、言フ迄モナク国民ノ大神デアリ、国  
民ハ此ノ大神ノ氏子デアリマス。大神ノ神徳ニ依リテ  
国民ガ其ノ生活ヲ享樂出来ルモノデアル以上、当然皇  
室ノ御経費ハ国民ノ租税ノ奉納ヲ以テスベキモノデア  
リマシテ、皇室ガ別ニ私有財産ヲ持タレテ別途ニ收入

ヲ計ラレル事ハ、国体ノ原理上甚ダ矛盾スル処ト信ジ  
テ居リマス。(中略)私ハ、皇室費トシテ、数千円  
又ハ一億万ヲ毎年国民ノ租税ヨリ、又ハ国庫ノ收入ヨ  
リ奉納シテ御費用ニ充テ、皇室財産ハ国家ニ下付スベ  
キモノト考ヘテ居リマス。此ノ皇室財産ノ国家下付ト  
云フ事ガ、私ノ改造意見実行ノ基点ヲ為スモノデア  
リマス。」

#### (五) 昭和十一年三月二〇日付第四回聴取書

一 この聴取書の前半では、「今回ノ事件ニ関スル  
打合セ内容及役割ノ分担等」について、これまでの北  
の供述のまとめがなされている。北は、次のように幫  
助の事実を自認する。

「二十七日ニナリ、私ハ自発的ニ電話ヲ以テ、栗原  
又ハ村中ヲ呼び出シ、真崎説ニ一致シテ一任スル事ヲ  
極力勧告致シマシタ。又、薩摩ニ頼ンデ、加藤寛治、  
小笠原長生氏等ノ尽力デ、海軍側カラ青年将校ノ真崎  
説ニ意見一致シタ事ヲ基トシテ、真崎内閣ノ出現ヲ以

テ当面ノ時局ヲ收拾セラルル様、働イテ貰ッタノデアリマス。」

二 後半では、蹶起青年将校その他事件関係者たちとの交友関係について説明する。その中で、北は、青年将校たちと会談したときの話の内容について、次のように述べる。

「私ノ性質トシテ、理論メイタ事ヤ議論ヲ上下スルト云フ様ナ事ハ非常ニ嫌ヒナノデ、愉快ニ多ク漫談ヲシテ別レル程度デ、若シ改造案ニ対シテ質問ナドノ出ル場合ハ、ソナナ面倒ナ話ハ西田君ヤ諸君デ研究シテ呉レント云フ位ニシテ、多ク話題ヲ他ニ転ジタノデアリマス。只、其ノ時ニ私が関心ヲ持ッテ居ル對外策ナドニ就テ話ノアッタ場合ハ、私モ相当処見ヲ述ベタ事ハアリマス。」

主な事件関係者との交友関係についての北の供述の要旨は、次のとおりである（番号は、筆者が付したものである）。

① 西田について 大正一一年頃が初めての面識

であった。同一五年に日本改造法案を西田に与えてから深い関係となり、前後一〇年間は生活費の大部分を私が出している。「所謂五・一五事件デ西田ガ一命ヲ拾ヒマシテカラハ、両者ノ間全ク親子ノ様ナ心持チデ居ッタ」という。

② 村中について 西田の入院中に面識を得た。

一〇回くらい来訪している。

③ 磯部について 二、三年前に西田に連れられて来訪した。四、五回くらい会っただけである。

④ 渋川について 士官学校退学後に西田が連れてきて会った。最近は、相沢事件公判を傍聴したというので、村中と二人で一回来た。

⑤ 山口大尉について 五・一五事件のとき西田の病院で会った。それ以来ときどき来遊していたが、昨年一〇月私が中野に転宅して遠くなったので、来ない。もっとも、年始に渋川と来て、酒を飲んで帰ったことがある。

⑥ 安藤について 五・一五事件のとき西田の病



院で会った。西田と二、三回来たくらいである。

⑦ 栗原について 五・一五事件のときに、病院か私宅で度々会った。「非常ニ急進無謀ノ事ヲ考ヘル男デスカラ、私カラ特ニ注意シタ事ガ記憶ニ残ッテ居リマス。」

⑧ 香田について 二、三回来訪したくらいである。

#### (六) 昭和十一年三月二一日付第五回聴取書

一 この聴取書の前半では、高級将校との交友関係について供述する。その要旨は次のとおりである。

① 荒木大将について 荒木が東京憲兵司令官のときに一度会っただけである。

② 本庄侍従長について 本庄が上海駐在武官(少佐) 当時に親交があった。武官長になったときにお祝いの手紙を出したが、会ったことはない。

③ 真崎大将について 一度も会っていない。

④ 建川中将について 十月事件の最中に、直接

会って苦言を呈したことがある。

⑤ 石原、満井中佐について 一度も会っていない。

⑥ 橋本中佐について 十月事件のときに一時間ほど会った。

⑦ 小磯大将、柳川中将、山岡、小畑について 一度も会ったことはない。

二 この聴取書は、関口警部補の取調べを締めくくるものとして、次のような北の心境についての記述で終わっている。

「一 終リニ私ノ心境ハ、

私ハ、如何ナル国内ノ改造計画デモ国際間ヲ静穩ノ状態ニ置ク事ヲ基本ト考ヘテ居リマスノデ、陸軍ノ対露方針ガ昨年ノ前期ノ如ク『ロシア』ト結ンデ北支那ニ殺到スル如キ事ハ、国策ヲ根本カラ覆スモノト考ヘ、寧ロ支那ト手ヲ握ッテ『ロシア』ニ当ルベキモノト考ヘ、即チ、陸軍ノ後半期ノ方針変更ニハ聊カ微力ヲ尽シタ積リデアリマス。

昨年七月『対支投資ニ於ケル日米財団ノ提唱』ト云フ建白書ハ、自分トシテハ、日支ノ同盟の提携ニ米國ノ財力ヲ加ヘテ日支及ビ日米間ヲ絶對平和ニ置クコトヲ目的トシタモノデ、一面支那ニ於テハ、私ノ二十年來ノ盟友張群氏ノ如キガ外交部長ノ地位ニ就イタノデ、自分ハ此ノ三月ニハ久シ振リニ支那ニ渡ラウト準備ヲシテ居タノデアリマス。実川時次郎、中野正剛氏等ガ支那ニ行キマシタ機会ニ、單ナル紹介以上ニツキ進ンダ話合ヲシテ來ル様計ヒマシタノモ、其ノ為メデアリマスシ、昨年初重光外務次官ト私トモ長時間協議致シマシタシ、又、広田外相ト永井柳太郎君トノ間ニモ私ノ渡支ノ時期ニ就テ相談モアリマシタ位デアリマス。年末年始トナリ、次イデ総選挙ナドガアリマシタノデ、此ノ三月ト云フ事ヲ予定シテ居リマシタ。

私ハ、戦敗カラ起ル革命ト云フ様ナ事ハ、『ロシア』カ独逸ノ如キ前例ヲ見テ居リマスノデ、何ヨリモ前ニ日米間、日支間ヲ調整シテ置ク事が最急務ト考ヘマシテ、西田ヤ青年将校等ニ何等關係ナク私独自ノ行

動ヲ執ッテ居ッタ次第デアリマス。幸カ不幸カ、二月二十日頃カラ青年将校ガ蹶起スル事ヲ西田カラ聞キマシテ、私ノ内心ニ持ッテ居ル先ヅ國際間ノ調整ヨリ始ムベシト云フ方針トハ全然相違モシテ居リマスシ、且ツ何人が見テモ時機デハナイ事ガ判リマスシ、私一人心中デ意外ノ変事ニ遭遇シタト云フ様ナ感じヲ持ッテ居マシタ。然シ、滿洲派遣ト云フ特殊ノ事情カラ突発スルモノデアル以上、私ノ微力ハ勿論、何人モ人カヲ以テ押ヘ得ル勢デハナイト考ヘ、西田ノ報告ニ對シテ承認ヲ与ヘマシタノハ、私ノ重大ナル責任ト存ジテ居リマス。

殊ニ五・一五事件以前カラ、其ノ以后モ何回トナク勃発シ様トスル様ナ場合ノ時、常ニ私ガ中止勸告ヲシテ來タノニ拘ラズ、今回ニ至ッテ人力致シ方ナントシテ承認ヲ与ヘマシタノハ、愈々責任ノ重大ナルヲ感ズル次第デアリマス。従ッテ、私ハ、此ノ事ニ依リテ改造法案ノ実現ガ直チニ可能ノモノデアルト云フガ如キ安易ナ樂觀ナドハ持ッテ居マセン事ハ勿論デシタ。

只、行動スル青年将校等ノ攻撃目的丈ケガ不成功ニ  
終ラナケレバ幸ヒデアルト云フ点丈ケヲ考ヘテ居リマ  
シタ。之ハ、理屈デハナク、私ノ人情当然ノ事デアリ  
マス。即チ、二十七日ニナリマシテ、私ガ直接青年将  
校ニ電話ヲシテ、真崎ニ一任セヨト云フ事ヲ勸告シマ  
シタノモ、只時局ノ拡大ヲ防止シタイト云フ意味ノ外  
ニ、青年将校ノ身ノ上ヲ心配スル事ガ主タル目的デ、  
真崎内閣ナラバ青年将校ヲムザムザト犠牲ニスル様ナ  
事モアルマイト考ヘタカラデアリマス。

此ノ点ハ、山口、亀川、西田等ガ真崎内閣説ヲ考ヘ  
タト云フノトハ、動機モ目的モ全然違ッテ居ルト存ジ  
マス。私ハ、真崎内閣デアロウト柳川内閣デアロウ  
ト、其ノ内閣ニ依ッテ私ノ国家改造案ノ根本原則ガ実  
現サレルデアロウナドト夢想ヲシテハ居リマセン。私  
ハ、其ノ人々等ノ軍人トシテノ価値ハ尊敬シテ居リマ  
スガ、改造意見ニ就テ、私同様又ハ夫レニ近い経綸ヲ  
持ッテ居ルト云フ事ヲ聞イタ事モアリマセンシ、又一  
昨年秋ノ有名ナ陸軍パンフレットヲ見マシテモ、私ノ

改造意見ノ如キモノデアルカ何ウカハ一向察知出来マ  
センノデ、私トシテハ其ノ様ナ架空ナ期待ヲ持ツ道理  
モアリマセン。

要スルニ、行動隊ノ青年将校ノ一部ニ改造法案ノ信  
奉者ガアリマシタトシテモ、此ノ事件ノ発生原因ハ相  
沢公判及滿洲派遣ト云フ特殊ナ事情ガアリマシテ、急  
激ニ国内改造、即チ昭和維新断行ト云フ事ニナッタノ  
デアリマス。今日私トシマシテハ、事件ノ最初ガ突然  
ノ事デアリ、又二月ノ二十八日以後ハ憲兵隊ニ拘束サ  
レテ居リマシタノデ、只希望トシテ持ツ所ハ、コウユ  
ー大キナ騒ギノ原因ノ一部ヲ為シテ居ルト云フ私ノ国  
家改造案ガ、更ラニ真面目ニ社会ノ各方面ニ再検討サ  
レテ、其ノ実現ノ可能性及容易性が認識サレマスルナ  
ラバ、不幸中ノ至幸デアルト存ジテ居リマス。

即チ、如何ナル建築ニモ人柱ヲ要スルト聞キマス  
ガ、青年将校及ビ無力ナル私共ガ人柱ニナル事ニ依ッ  
テ、大帝国ノ建設ヲ見ル事ガ近キ将来ニ迫ッタノデハ  
ナイカ等ト独リ色々考ヘテ居リマス。

以上、何回カ申上ゲタ事ニ依ッテ、私ノ関係シタ事  
及心持チハ全部申述ベタト思ヒマス。」

#### 4 予審訊問調書

##### (一) はじめに

予審官の北に対する被告人(予)訊問調書は、全部で  
四通作成されている。しかし、そのうちの一通は勾留  
訊問の際の簡単なものであり、記録上は「第〇回調  
書」という際の数にカウントされていないので、本稿  
でもその例によることにする。

三回にわたって北を訊問した予審官は、伊藤章信陸  
軍法務官であり、訊問に立ち会って調書を作成した録  
事は、鈴木又三郎陸軍録事であった。伊藤は、その後  
北等の公判を担当した裁判官でもある。常設軍法会議  
においては、公判裁判官が予審に関与した場合は除斥  
事由に該当するが(陸軍軍法会議法八一条七号)、東京  
陸軍軍法会議は特設軍法会議とされたために除斥規定

の適用が排除され(同法八六条)、このような、およそ  
訴訟法の常識に反する裁判官の任命も可能であった。  
なお、訊問調書は問答形式で作成されており、問答  
ごとに番号が付されている。

##### (二) 昭和一一年四月一七日付被告人訊問調書(勾 留訊問調書)

この調書は、予審官(陸軍法務官津村幹三)の勾留  
訊問(陸軍軍法会議法一四六条三項本文)に当たって  
作成されたもので、次のような簡単なものである。

##### (第一ないし第三問答省略)

四 問 反乱被告事件ニ付檢察官ヨリ強制処分ノ請求  
アリ、檢察官ニ対スル陸軍司法警察官ノ被告事件ノ送  
致書中ノ犯罪事実ハ斯様ニアルガ如何。

效ニ於テ予審官ハ、陸軍司法警察官ノ送致書中ノ犯  
罪事実ヲ読聞ケタリ。

答 罪ノ軽重ノ如キコトハ少シモ私ハ考ヘテ居リマ  
セヌガ、事実ヲ有リノ儘ニ認メテ貫ヒ度イト思ヒマ

ス。之レガ為ニ、意見ハ後日御取調ノ節詳細申述べマス。

(三) 昭和一一年六月二〇日付第一回被告人訊問調書

この尋問では、北の革新思想の内容から始まって、北と事件との関係全般について訊問がなされているが、とくに北・西田と青年将校との関係、北が事件の発生を予知した経緯、事件発生後蹶起将校に対して、事態収拾につき真崎大将への一任を助言した真意、二月二七日夜の村中孝次との会見の目的等について、他の被告人の供述とも照合しながら、鋭い追求がなされている。なお、青年将校らに対する論告は六月四日であったが、将校班のほとんど全員に死刑が求刑されたことは、当時北の耳に入っていたはずである。以下、重要な問答を抄録する。

(第一ないし第三問答省略)

四 問 被告人ニ対スル被告事件ハ斯様ニ為ツテ居ル

二・二六事件北・西田裁判記録(一)(松本)

ガ、之ニ付陳述スル事アリヤ。

此時予審官ハ予審請求書記載ノ犯罪事実ヲ読聞ケタリ。

答 事実ト相違スル点ガアリマスガ、要スルニ事実ヲ有リノ儘ニ認メテ頂キ度イト思ヒマス。罪ノ軽重ハ問フ所デアリマセヌ。

(第五、第六問答省略)

七 問 被告人ハ、現在ニ於テモ、國家改造理論トシテ、日本改造法案ニ示ス内容ト同一ノ思想ヲ懷イテ居ルカ。

答 私ハ、日本ノ国内改造ノ必要ヲ痛感シ、國家改造法案原理大綱ヲ執筆シタ当時ノ日本ノ客觀的情勢ト、其ノ後ニ於ケル情勢トハ漸次變ツテ来テ居リ、又執筆當時頃ハ憲法其ノ他ノ参考書類モ手許ニ無カツタ次第デアリマスカラ、現在ニ於テハ其ノ内容ニ付若干訂正シタイ所モアリマスガ、根本ノ指導原理トシテハ變更ノ要ヲ認メテ居リマセヌ。

八 問 最近ニ於ケル青年將校ノ思想動向ヲ如何ニ觀

テ居ツタカ。

答 実ハ、私ハ或動機カラ法華經ノ誦誦ニ専念シ、信仰生活ヲ以テ日ヲ送り、世間ト遠ザカツテ居リマシタノデ、青年將校等ハ私方ニ余リ出入セズ、彼等ト直接会フ機会ハ少ナクナリ、又西田税ハ同人ガ五・一五事件ノ際狙撃セラレテ以来ハ、私ガ西田ヲ心配スル以上ニ西田ハ私ノ身ノ上ヲ心配シテ、余リ人ニ会ツテ話ヲシナイ方ガ宜イト申シテ居ツタ様ナ訳デアリマシタノデ、最近ニ於ケル青年將校ノ思想動向ニ付テハ、十分ナル認識ハ無カッタノデアリマス。

九 問 信仰生活ニ入ツタ動機ヲ述ベヨ。

答 私ノ現在ノ妻鈴ハ、私ガ上海ニ滞在中ニ馴染ニナツタモノデアリマスガ、同人ハ宿屋ノ縁続キノモノデアリマシタガ、其ノ身ノ上ハ非常ニ不幸ナ女デ、夫ニ別レ、子供モアルト云フ状況デアリマシタ。其ノ當時、非常ニ不思議ナ事ガアリマシタ。夫レハ、宋教仁ガ暗殺セラレテ一週間計リ後ニ、夜中私ノ横ニ寝テ居ツタ現在ノ妻(当時女中)ガ突然奇声ヲ発シ、驚イテ

眼ガ醒メタ処、眼前ニ宋教仁ノ姿ガ現ハレタ事ガアリマシタ。私ハ心ノ迷ヒナリト思ツテ居リマシタガ、其ノ後退去命令ニ依リ東京ニ帰還シタ際一緒ニ連レテ帰リマシタ処、東京ニ来テカラ二年間程殆ド每晚ノ如ク泣キ狂ヒ、或ハ呼吸ガ停リ、或ハ着物ヲ喰ヒ裂クナドノ狂態ヲ演ジ、私ハ強度ノ「ヒステリー」位ニ考ヘ、時々ハ腕力デ押ヘ付ケル等ノ事ヲシテ居リマシタガ、其ノ後近所ニ靈媒者ガアリ、法華經ヲ誦誦シテ病氣ヲ癒スト云フ事ヲ聞キ、夫レヲ呼ンデ誦誦シテ貰ヒマシタ処、顔面痙攣シ、額ヨリ汗ヲ流シ、腰ヲ押ヘテ苦シミ、宋教仁ガ私ニ言ヒ残シテ置キタイ事ガ沢山アツタノデ、其ノ靈魂ガ妻ノ身体ニ乗リ移ツテ居ツタノデアルト云フ事ガ判リマシタ。其ノ後妻ハ以前ノ様ナ狂態ヲ演ジナイ様ニナリマシタガ、法華經ノ靈驗アルコトヲ覺リ、爾來法華經誦誦ニ専念シ、信仰生活ニ入ツタノデアリマス。其ノ後不思議ナ靈感ヲ感ズル様ニナリマシタ。

一〇 問 如何ナル場合ニ靈感ヲ感ズルノカ。

答 法華經ヲ一心ニ誦誦シテ居ルト、妻ニ或靈ガ乘リ移ッテ不思議ナ事ヲ告ゲルノデアリマスガ、最初ハ何カノ亡靈ノ所策ト考ヘテ其ノ儘意ニ介シマセヌデシタガ、後ニナッテ不思議ニ適中スル事ヲ發見シ、神靈ノ御告ゲデアルト思ヒ、書キ残シテ置ク事ニ致シテ居リマス。初メノ間ハ言葉デ告ゲテ居リマシタガ、六、七年前頃ヨリ文字ガ現ハレテ見ヘルト申ス様ニナリマシタ。要スルニ、或神靈ガ無智文盲ナ妻ノ身ニ乗り移リ、私ヲ導イテ下サルモノト思ヒ、毎日法華經ノ誦誦ヲ怠ッタ事ハアリマセヌ。

一一 問 今回ノ事件ヲ事前ニ於テ知ッタ状況ヲ述ベヨ。

答 前ニ申シマシタ如ク、青年將校等ハ西田ト直接ノ交渉ハアリマシタガ、私方ヘ出入スル者ハ少ナカッタノデ、私ガ事前ニ今回ノ事件ヲ知ッタノハ主トシテ西田ノ報告ニ依リマシタ。

本年二月中旬頃西田ガ私方ニ來タ際、相沢公判ノ進行状況ヲ話シタ末、公判廷ニ於テ弁護士側ヨリ申請ス

ル証人ヲ裁判長ガ却下スレバ、青年將校ハ蹶起スルカモ知レヌ程ニ不穩ナ狀況デアルト申シマシタ。

其ノ後同月二十日過頃西田ガ來マシテ、愈々近日青年將校ガ蹶起スルラシイト申シ、其ノ理由トシテ、青年將校等ハ近ク滿洲ニ派遣セラレ二年間ハ留守ニナル、其ノ間ニ重臣「ブロック」ガ勢力ヲ盛り返シ、軍部ヲ攪乱スルデアラウカラ、滿洲ニ行ク前ニ君側ノ奸ヲ除キ、昭和維新ノ捨石ト為ル覚悟ヲ以テ決行スルノデアルトノコトヲ申シマシタ。

又、西田ハ、青年將校等ノ氣持ガ此所迄進ンデ居ル事ハ大勢デアツテ、最早一人、二人ノ力デハ之ヲ抑止スルコトハ出来ナイコトニナッテ居ルト申シマシタノデ、私ハ只「ソウカ」ト言ヒ、聞キ置イタダケデ特ニ意見ハ申シマセヌデシタ。

其ノ後西田ハ毎日ノ様ニ私方ニ來マシタガ、來ル度毎ニ蹶起ノ内容、襲撃目標等ヲ話シマシタ。

二月二十二、三日頃西田ガ來タ時、  
襲撃目標ハ、

岡田首相／斎藤内府／高橋蔵相／渡辺教育総監／鈴木侍従長／牧野前内府／西園寺公

デアアルコトヲ青年将校等ガ決定シタコト、

西園寺公ノ襲撃ハ豊橋ノ同志ガ担任シ、其ノ他ノ襲撃ハ東京在住ノ同志ガ担任セルコト、

後藤文夫／一木喜徳郎／伊沢多喜男／池田成彬／三井、三菱ノ主人公

等モ襲撃目標トシテ考ヘラレテ居ルガ、未ダ決定シテ居ラヌコト、

等ヲ話シマシタ。夫レニ対シ私ハ、「既ニ青年将校ニ於テ決定シ居ル事ニ対シテハ兎ヤ角言ハナイガ、二流三流ノ所ヲ襲撃目標トシテ考ヘタリ、彼是考ヘルノハ、徒ラニ多クノ人ヲ殺ス事ニナルカラ、常カラ言フ通り最少限度ニ止メテナルベク多クノ人ヲ殺サナイ方針デ進ンダ方ガ宜イデハナイカ」ト申シテ置キマシタ。

其ノ他、同月二十五日頃迄ノ間ニ、逐次西田カラ聞イタ所ニ依ルト、

一、二月二十二日ヨリ山口大尉ガ週番ニ勤務スルトニナツテ居ルノデ、其ノ週番中ニ蹶起スルト、

一、村中、磯部、香田、安藤、栗原等ガ参加出動スルト、

一、牧野前内府ハ湯河原温泉ニ滞在中デアルカラ、東京部隊カラ出動スルト、尚、西田ガ五・一五事件ノ際重傷ヲ受ケ、入院治療後湯河原温泉ニ転地療養ニ行き、宿泊シタ旅館ニ牧野ガ滞在シ居ルトノコトデ、不思議ナ廻リ合セダト話シテ居リタルコト、

一、宮城ノ入口ヲ封鎖スルト、

一、多数ノ兵員ガ出動スルト、

一、軍人以外ノ民間側同志ハ、一切参加シナイコトニナツテ居ルコト、

一、亀川哲也ガ資金トシテ千五百円調達シテクレタコト、

一、後継内閣ハ、軍首脳部ヲ中心トスル強力内閣



デ、真崎首相、柳川陸相ト云フ所ガ皆ノ希望シテ居ル点ナルコト、

等ノコトデアリ、尚以上ノ事ハ事前ニ於テハ誰ニモ話サヌ事ニナツテ居ルカラ、西田ヨリ聞イタト云フ事ハ、誰ニモ言ハヌ様ニ秘密ニシテ置イテクレトノ事デアリマシタ。私ハ西田ニ対シ、

「真崎、荒木ハ一体デナイトイケナイノデハナイカ」

ト聞キマシタラ、西田ハ暫ク首ヲ傾ケテ居リマシタガ、

「荒木ハ、曩ニ陸相ノ時軍内ノ肅正モ出来ズ最早試験済ノ人デアルカラ、青年将校等ハ信頼シテ居ラス、荒木ハ関東軍司令官トナルノガ最モ適任デアルト考ヘラレテ居ル」

ト申シテ居リマシタ。

私ハ、西田カラ右ノ事ヲ聞キ、蹶起後ノ事態收拾ニ付陸軍上層部及中堅将校方面ニ、事前ニ連絡提携ガ出来テ居ルノカ不明デアリマシタノデ、其ノ点ヲ西田ニ

二・二六事件北・西田裁判記録(一)(松本)

尋ネマシタ処、西田ハ「ソナナ連絡ハ出来テ居ラス様デアル」ト申シマシタノデ、心ノ中デハ左様ナ事デハ蹶起シタ場合、面白クナイ結果ヲ生ジハシナイカト一抹ノ不安ヲ抱キマシタガ、秘密保持ノ為連絡シテ置カヌノカ、或ハ蹶起スレバ当然相呼応シテ彼等ノ希望ヲ達成シテクレル目途ガツイテ居ルノデ、敢テ連絡シナイノカ、彼等ノ意思ガ判断出来カネタノデ、私ハ突込シテ尋ネル事モシマセヌデシタ。

尚、西田ニ対シ、

「君ハ何ウスルノカ」

ト尋ネルト、西田ハ悲痛ナ顔色ヲシテ、

「今度ハ私ヲ止メナイデ下サイ」

ト申シマシタ。

五・一五事件ノ時、其ノ一ヶ月半程前ニ私ガ西田ニ忠告シテ、彼等ノ仲間カラ手ヲ引ク様ニシタ為、西田ハ遂ニ裏切者ト見ラレテ川崎長光カラ狙撃セラレ、重傷ヲ受ケタノデアリマス。爾来西田ハ、同志カラハ官憲ノ「スパイ」ノ如ク見ラレ、此事ヲ非常ニ心苦シク

感シテ居ッタ様デアリマシタ。其ノ後ハ、西田ガ起タヌカラ青年将校ガ蹶起シナイノデアル、西田サヘ倒セバ青年将校ハ蹶起スルト云フ風ニ同志カラ一般ニ思ハレテ居ッタ様デアリ、西田ハ妙ナ立場ニ置カレテ苦シンデ居リマシタ事ハ、私モ承知シテ居リマシタノデ、西田ハ右ノ如ク「今度ハ止メナイデクレ」ト悲壮ナ言ヲ発シタ時、私ハ胸ヲ打タレタ様ニ感慨無量トナリ、非常ニ可愛サウナ氣持ニナリマシタ。此氣持ハ、西田ト私トノ關係ヲヨク知ツテ居ル者デナケレバ、諒解ノ出来難イ点デアリマス。私ハ、只「サウカ」ト言ツテ彼ノ申出ヲ承認セザルヲ得ナカッタノデアリマス。ソシテ、西田ハ遂ニ青年将校等ノ大勢ニ動カサレテ、彼等ト合流シテ行カザルヲ得ナイコトニナツタカト考ヘ、斯様ニナツタ上ハ、私モ只西田ノ行動ニ従ツテ、唯々諾々トシテ西田ニ従ツテ行ツテヤルヨリ外ナシト、覚悟ヲキメタノデアリマス。

一二 問 村中孝次カラモ、事前ニ於テ蹶起ノ事ヲ聞イタノデナイカ。

此時予審官ハ、村中孝次第三回予審訊問調書第三十  
一乃至第三十七問答ヲ読聞ケタリ。

答 村中孝次カラハ、事前ニ或程度ノ事ヲ聞イテ居リマシタガ、只今御読聞ケニナツタ様ナ詳シイ事ハ、村中ヨリ直接聞イタ記憶ガナイ様ニ思ヒマス。私ノ記憶ニ残ツテ居ル事ハ、

一、二月二十四日前後頃村中ガ来テ、青年将校ガ不穩ノ形勢ガアルト申シ、師団ノ渡満前ニ東京ノ青年将校同志ガ蹶起シテ、君側ノ奸ヲ撃ツ事ニナツタコト、  
一、其ノ後更ニ来テ、兵馬ノ大権干犯者ヲ撃チ、君側ノ奸ヲ除ク事ガ御稜威ヲ現ハス途デアルカラ、此方針デヤルト申シタノデ、私ハ、「夫レナラバ、其ノ範圍内ダケデヤレバヨイダラウ、余リ範圍ヲ拡メルト、洪水デ堤防ガ崩レタ様ニナツテ、事態收拾ノ途ガツカヌコトニナルカラ」ト注意シ、□□ノ範圍ヲナルベク拡大セヌ様ニセヨト云フ意味ノ事ヲ注意シタコト、

一、蹶起後ハ、陸軍省、參謀本部等麴町附近一帯ヲ占拠シ、陸軍大臣ニ軍内肅正ニ関スル意見ヲ述ベル管

デアルコトヲ申シタノデ、私ハ、「君等ノ主張シテ居ル所ヲ貫徹スル意味ニ於テ、ヨク考ヘテヤッタラ宜カラウ」ト申シタコト、

一、二月二十四日頃来テ明治陛下御尊像前デ法華經ヲ誦誦シタ際、妻ニ靈告ガアリ、

大内山ニ光射ス、暗雲無シ

ト現ハレタノデ、青年將校蹶起ノ目的モ天聴ニ達シ、比較的純心ノ人々デ内閣ヲ組織スルニ至ルモノト思ヒ、「豫テ皇室ノ事ヲ御心配申上ゲテ居ッタガ、之デ大ニ安心シタ」ト村中ニ言ヒマシタコト、

一、同日村中ガ野中大尉ノ書イタ「蹶起ニ関スル決意」ト題スルモノヲ見セタノデ、私ハ夫レヲ一読シ、野中大尉ニハ一度モ面会シタコトガナイガ、其ノ至誠ガ紙面ニ躍動シテ居ルノヲ感じ、実ニ名文デアアルト思ヒマシタノデ、「名文ト云フモノハ至誠カラデナイト出来ナイモノデアアル」ト感歎ノ辞ヲ漏シタコト、

一、同日村中ノ申出ニ依リ、二階ノ一室ヲ貸シテ遣ッタ所、同人ハ其ノ室デ正午頃迄何カ仕事ヲシテ居ッ

タ様デアリマシタガ、其ノ後昼食ヲ共ニシテカラ帰ッテ行ッタコト、

等デアリマシタガ、蹶起シタ以上ハ、最後ノ一兵ニナル迄戦ハネバ駄目ダト云フ意見ヲ申シタ記憶ハアリマセヌ。其ノ様ナ事ハ、西田ヲ差置イテ村中ト直接話ス様ナコトハナイト思ヒマス。

一三 問 二月二十四日村中ガ被告人方ニ来テ二階ノ一室ニ閉籠リ、正午頃迄何カシテ居ッタト云フ事デアルガ、夫レハ蹶起趣意書ヲ起案シテ居ッタノデナイカ。

答 村中ガ一寸一室ヲ貸シテクレト申シタノデ、隣室ヲ使ヘト申シテ私ハ直グ階下ニ降りタノデ、其ノ後同人ガ何ヲシテ居ッタカ知ッテ居リマセヌ。

一四 問 蹶起趣意書ヲ起案スルニ付、村中ヨリ意見ヲ求メラレタノデナイカ。

答 其ノ様ナ相談ヲ受ケタコトハアリマセヌ。只野中大尉ガ書イタト云フ「蹶起ニ関スル決意」ト題スルモノヲ見セテ貰ッテ、其ノ時感歎シタ事ハ、前ニ申上

ゲタ通りデアリマス。

一五 問 二月二十五日夜、被告人方ニ西田税ガ来テ宿泊シタトノコトデアルガ、其ノ状況ヲ述ベヨ。

答 (前略) 西田ヨリ電話デ(中略)「今夜自家ニ居ッテハ都合ノ悪い事ガアルカラ、先生ノ所ニ行ッテ泊リタイガ、差支ナイカ」ト申シマシタノデ、断ル訳ニモ行カズ、

「来ルナラ来テモ宜シイ」

ト答ヘマシタ処、同日午後十一時過頃西田ガ独リデ私方ニ参リマシタ。ソコデ、階下ノ卓上電話ノアル室ヲ西田ノ居室ト定メ、同室カ其ノ隣室カデ暫ク同人ト話シマシタ。其ノ時西田ハ、

一、愈々明朝決行スルコト、

二、亀川ガ千五百円資金ヲ調達シテクレタコト、

三、西園寺公襲撃ハ都合デ取止メタガ、之ハ元老デ偉イカラ止メタノデナイト云フコト、

等ヲ話シ、非常ニ沈痛ナ顔色ヲ為シ、「居テモ立ッテモ居レナイ様ナ氣ガスルカラ、此家へ来タ」ト申

シ、余リ話シタクナイ様ナ様子デアリマシタノデ、西田トシテハ無理カラヌ事ト思ヒ、私モ余リ話ヲシナイ様ニシテ居リ、其ノ後寢室ニ引上ゲマシタ。

(第一六、第一七問答省略)

一八 問 二月二十六日ノ行動ヲ述ベヨ。

答 (前略) 同日西田ガ来テ、軍事参議官全員ト蹶起將校トノ会见顛末ニ付、

一、軍事参議官ハ非常ナ感激ヲ以テ、参議官一同モ

若イ者ト共ニ仕事ヲシテ、昭和維新ニ直進シヤウ

ト言ハレタコト、

二、蹶起ノ趣旨ハ天聴ニ達シテアルト云フ、陸軍大

臣ノ示達ガアッタコト、

三、青年將校カラハ、台湾ノ柳川中將ヲ持出シテ、

次ノ内閣首班ニシテ貰ヒタイト要求シタコト、

四、荒木大將ハ、サウ云ウ事ハ大権私議ニ亘ルト言

ッテ小理屈ヲ言ッタト云フコト、

ト云フ事ヲ話シテクレマシタ。

私ハ西田ニ対シ、

「言葉ノ言ヒ現ハシ方一ツデ、大権私議ニモナル  
サ」

ト申シタ処、西田ハ聞キタクナイ様ナ様子デ電話機  
ヲ握ッテ居リマシタ。又、軍事参議官ガ非常ナ感激ヲ  
以テ青年将校等ト会见シヤウトシテ、昭和維新ニ直進  
シヤウト迄申サレタ事ニ対シ、青年将校等ガ事態収拾  
ニ付柳川説ヲ持出シタノハ、真崎首相、柳川陸相ト云  
フ予定ノ話ト相違スルノミナラズ、軍事参議官一同ニ  
対スル不信任ノ意思表示ヲシタ事ニモナルノデ、拙イ  
コトヲシタナト思ヒマシタガ、既ニ済ンダ事デアリマ  
スカラ西田ニハ何トモ言ヒマセズデシタガ、私ハ肚ノ  
中デ、斯様な事デハ今後ノ処置ヲ如何ニシタラ宜イカ  
ト、独り心ヲ碎イテ憂ヘテ居リマシタ。(後略)

(第一九問答省略)

二〇 問 二月二十七日ノ行動ヲ述ベヨ。

答 私ハ、二十六日軍事参議官ト青年将校トノ会见  
ノ際、青年将校等ガ柳川説ヲ持出シタノハ却テ軍事参  
議官ノ顔ヲ潰シタ事ニナリ、困ツタ事ニナツタト考

へ、其ノ事許リ気ニ懸ッテ心配シテ居リマシタガ、二  
十七日朝カラ法華経ヲ誦誦シ、一心ニ其ノ善後策ニ付  
祈願シテ居リマシタ処、

人無シ勇将真崎在リ、国家正義軍ノ為号令シ、正義  
軍速ニ一任セヨ

ト云フ靈示ガ現ハレタノデ大ニ喜ビ、此事ヲ西田ニ  
話シ、青年将校ニ伝ヘル様ニ申シマシタ。

同日午前中西田ガ栗原中尉ト電話デ話ヲシタ後ヲ受  
ケテ、私ハ同中尉ニ対シ、

「君達ハ昨日軍事参議官ト会见ノ際、台湾ノ柳川中  
将ヲ持出シタサウデアルガ、台湾カラ東京へ来ルノニ  
十日モ二十日モ掛ル、柳川ニ限ツタ事デナイデハナイ  
カ、又柳川一人ガ完全ナ者デアルカ何ウカ判ラヌデハ  
ナイカ、東京ニ居ル人デモ偉イ人ガアルト思フ、御経  
ニモ斯ク斯クト出タノデアルカラ、此際真崎ニ一任シ  
テハ何ウカ、是非柳川ト云フ事ナレバ、陸相ニデモ廻  
セバ宜イデハナイカ。

然シ、斯様ニシテクレト差出ガマシク言フ事ハ、大

権私議ニ亘ルカラ、ヨク言葉ノ言ヒ現シ方ヲ考ヘテ、  
呉々モ大権私議ニ亘ラナイ様ニ、今一度軍事参議官ニ  
御願ヒシテ見タラ何ウカ、<sup>マ</sup>仮ヘバ、此際真崎ニ時局ヲ  
収拾シテ貰フ事ニ付軍事参議官ノ方デ意見一致シテ貰  
ヒタイト言ヘバ、大権私議ニナラヌデハナイカ。

又、此様ナ場合ニハ、故意ニ分裂ヲ企図シ、水ヲ注  
ス者ガアルカラ、ヨイ加減ノ所デ折合ヒ、軍内上下一  
致シテ事ヲ運ブ様ニ注意セネバナラス、又夫レニハ軍  
事参議官ノ意見一致ト同時ニ、君等青年将校全部ノ意  
見ヲ一致サセテ、事態ノ収拾ヲ真崎大将ニ一任スベキ  
デアル、而シテ一任シタ以上ハ総テ白紙デ一任シ、条  
件ナドハ持出サナイ様ニシナケレバナラス、左様スレ  
バ、君等ノ希望シテ居ル通り真崎内閣ガ成立シ、君等  
ヲ有利ニ保護シテクレル事ニナルデアラウ」

ト云フ趣旨ノ事ヲ約長時間ヲ要シ淳々ト説諭致シ、  
前陳御経ノ文句ヲ書取ラセマシタ処、栗原ハ、

「ヨク判リマシタ、早速我々青年将校一同ノ意見ヲ  
纏メテ左様致シマセウ」

ト申シマシタ。

更ニ私ハ、西田ガ村中孝次ト電話デ話シテ居ル後ヲ  
受ケテ、村中ニ対シテモ栗原ニ申シタト同様趣旨ノ事  
ヲ申シテ、青年将校ニ意見ヲ速ニ纏メル様ニ勸告シマ  
シタ。

同日午後四時カ五時頃村中ヨリ西田ニ電話ガ掛リ、  
其ノ後ニ私ヲ呼出シ、

「先程軍事参議官ハ全部見ヘマセンデシタガ、真  
崎、阿部、西三大将ガ見ヘテ青年将校一同ト会见シ、

一、我々青年将校ハ、一致セル意見トシテ、真崎閣  
下ニ一任シタキコト、

二、軍事参議官ノ方々モ、意見一致シテ真崎閣下ニ  
時局ノ収拾ヲ一任セラルル様御願ヒシタキコト、

三、此際上下一致シテ進ンデ行キタキコト、

四、真崎閣下ヲ中心トシテ、時局収拾スル事ニ御決  
定ノ上ハ、速ニ上奏シテ其ノ実現ヲ期スル様ニ御

尽力アリタキコト、

等ヲ大権私議ニ亘ラヌ様ニ申シマシタ処、

君等モサウ話ガ判ツテクレバ誠ニ結構デアル、早速他ノ參議官ノ方々トモ相談シテ返事ヲスルカラ、

ト云フ事デアッタ」

ト知ラセテクレマシタ。

又、栗原ヨリ西田ニ電話ガ掛ツタ時、私ガ西田ト代ツテ話シマシタラ、栗原ハ、

「真崎、阿部、西ト会见シタガ、阿部ト西ハ我々ノ意見ニ至極同感デアルト言ハレタガ、真崎ハ兎ニ角君等ガ先ニ兵ヲ引ク事ガ大事ダト言ハレタ」

ト申シ、大変不平ラシイ口振デアリマシタ。

青年將校等ト三大將ノ会见顛末ハ、右ノ如キデアツタ事ヲ知り、之デ真崎大將ガ時局收拾ノ為乗り出ス事トナリ、速ニ解決スルモノト考ヘラレマシタノデ、私ハ非常ニ好都合ニ行ツタト喜ンデ、其ノ後ノ経過ヲ期待シテ居リマシタ。(中略)

午後八時過頃村中孝次ガ軍服姿デ突然顔ヲ出シマシタノデ、私ハ吃驚シマシタガ喜ンデ迎へ、西田ニ伝ヘマシタ処、西田ト亀川ガ来テ四人一座シテ話シマシ

タ。私ハ、亀川ト其ノ時始<sup>ママ</sup>メテ会见シタノデ、初対面ノ挨拶ヲシ、相沢公判ニ付尽力シテ居ル事ヲ西田カラ聞キ感謝シテ居ル旨ヲ陳ベマシタ後、村中ハ、

一、陸相官邸デ大臣ト会见シタ顛末、

一、同日三大將ト会见シ、真崎ニ一任シタ狀況ニ付テハ電話デ話シタ時ト同程度ノ顛末、

一、其ノ他ノ経過ニ付、度々電話デ話シタ通りナルガ、電話タケデハ物足りナク感じ、一度顔ヲ見タカッタカラ出テ来タコト、

等ヲ陳べ、尚外部ノ方デハ我々ヲ支援同情シテ居ルカ否ヲ尋ネマシタノデ、私ハ理解ノアル人ハ皆同情シテ居リ、殊ニ海軍側ハ皆同情シテ居ル事ヲ話シテヤリマシタ。

更ニ、村中ハ西田ノ質問ニ対シ、

一、戒嚴部隊ノ隸下ニ編入セラレタコト、

一、給与ハ部隊ヨリ受ケテ居ルコト、

一、皇軍相撃ニナラヌ様ニ、戒嚴司令部ト話合ッテ其ノ諒解ガ成立ッテ居ルコト、

一、今晚ハ各宿舍ニ就テ楽ニ休養セヨト言ハレテ居ルコト、

等ヲ申シ、西田ハ之ニ対シ、

「夫レデハ、君達ハマルデ官軍デハナイカ」

ト申シテ笑ツテ居リマシタ。

村中ハ約二、三十分間話シタ後帰ツテ行キマシタ。

(中略)

同日午前中薩摩雄次ガ来テ、西田ト何カ話ヲシテ行キマシタガ、更ニ同日夜来タ時、私ハ薩摩ニ、

「陸軍デ事ヲ起シ陸軍ノ中カラ次ノ内閣ト云フノモ、世間ニ対シ心苦シイ所ガアラウカラ、海軍側カラ陸軍ノ真崎ニ時局ノ收拾ヲ一任シヤウト云フ様ニ申出テ貰ヘバ、陸軍側トシテハ意見ヲ一致セシメルノニ好都合デアラウト思フカラ、

小笠原中将ノ加藤大将

ニ話シ、尚陸軍ノ青年将校等ハ真崎大将ニ一任スル事ニ意見一致シタ事ヲ話シテ、海軍側カラノ尽力ヲ願フテクレ」

ト申シマシタ処、薩摩ハ加藤大将ニ電話ヲ掛ケ、右ノ趣旨ヲ申シテ居リマシタ。電話ヲ終ツテ薩摩ハ、

「加藤大将ニ電話ヲ掛ケタ処、同大将邸ニ小笠原中将モ来合セテ居リ、此際速ニ時局ヲ收拾スル事ガ必要デアルガ、青年将校等ガ真崎ニ一任ト云フ事ニ意見一致シタトスレバ好都合デアルカラ、小笠原中将ト相談シ尽力スルト云フ返事デアッタ」

ト申シマシタ。其ノ後同夜十二時前後頃薩摩ガ更ニ加藤大将ニ電話ヲ掛ケタ際、同大将ハ、先刻ノ話ニ依リ直ニ軍令部総長宮殿下ニ拜謁シテ、先程ノ意見ヲ申上ゲタ処、宮殿下ハ明朝参内セラレルコトニナツタト云フ事ガ判リマシタ。

二月二十七日ハ、大体以上ノ様ナ状態デアリマシタ。

(第二一問答省略)

二二 問 村中孝次ガ被告人方ヲ訪問シタノハ、彼等ノ今後ノ態度ヲ決定スル為ノ対策ヲ聞ク為ニ来タノデアリカ。



答 其ノ様ナ事ハナイト思ヒマス。村中ガ来タ時ノ話ニモ、今後ノ対策ヲ協議スル為ニ来タト認メラルル点ハ少シモアリマセヌデシタ。又、其ノ以前ニ電話デ種々話シテ置イタノデ、今更改メテ意見ヲ述ベル事ハ何モナカッタ答デアリマス。村中ハ電話デ色々話シタガ、電話デハ物足りナイカラ顔ガ見タクテ来タト申シテ居リマシタガ、彼ノ来タ真意ハ其所ニ在ッタダラウト思ヒマス。

二三 問 村中ハ、蹶起以来ノ行動ヲ話シ、真崎大將ニ一任ノ件ニ付軍事参議官ト会見シタ顛末ヲ話シタ処、被告人ヨリ、

今外部デ大分君等ノ行動ニ同情ヲ持ツ者ガ出テ来テ、大ニ声援ヲ与ヘテ居ルカラ、現位置ノ占拠ヲ維持スル様ニセヨ、

ト言ハレタト申シテ居ルガ如何。

答 村中ハ、外部ニ於ケル同情支援ノ状況ヲ知りタガッテ居ッタノデ、判ッテ居ル人ハ皆同情シテ居ルト云フ事ヲ話シテ遣リマシタ処、村中ハ、

二・二六事件北・西田裁判記録(一)(松本)

「真崎内閣ニナル事ガハッキリキマツテカラ、現位置ヲ撤退シヤウト思フ」

ト申シマシタガ、軍事参議官ト会見シタ結果彼等ノ希望シタ通りノ返事ガアルドラウト思ハレマシタノデ、

「兎ニ角明日返事ガ来タ上デ、現位置ヲ撤退スル事ニシタラ宜イダラウ」

ト申シテ遣リマシタ。

(四) 昭和一一年七月三日付第二回被告人訊問調査予審官はこの取調べで、とくに北が青年将校らの自決を阻止した動機や北の国内改造方針などを追求して、北が事件において主導的地位にあったことを認めさせようとしている。しかし、北は最後までこれに屈服しない。

(第一問答省略)

二 問 二月二十八日蹶起将校等ト電話連絡シタ状況ヲ述ベヨ。

答 同日ハ朝十時頃迄例ノ如ク読経シテ居リマシタ

ガ、私ハ只軍事参議官カラ蹶起将校等ニ対シ返事ノ来ルノヲ待ツテ居リマシタ。西田ニ対シテ度々返事ノ来タカ否カラ問合せテ貰ヒマシタガ、返事ガ来ナイトノ事デアリマシタ。然ルトコロ同日午前中デアッタト思ヒマスガ、西田ガ私ヲ呼ソデ、

「今栗原カラ電話ガ掛リ、腹ヲ切ルト申シテ来タ」

ト告ゲマシタノデ、驚イテ私ハ電話ヲ掛ケ、栗原

ニ、

「一体何ウシタノダ」

ト尋ネルト、栗原ハ、

「山下少将トカ鈴木貞一大佐トカニ勸メラレテ、自決スル事ニナツタ、モウ之デ何モカモ駄目デス」

トノ事デアリマッタ。私ハ、

「軍事参議官カラ返事ガアツタカ、返事ノ来ナイ内ニ腹ヲ切ツテ了ヘバ、取返シノツカヌ事ニナルデハナイカ、マルデ早野勘平ノ様ナ話デハナイカ」

ト申シテ自重スル様ニ勸告シマシタガ、同人ハ生返

事ヲシテ居リマシタ。

当時私ノ心持ハ、二十七日ニ於ケル三大将トノ会見デ、陸軍ガ上下一致シテ真崎ヲ奏請スル事ニナルデアラウ、サウナレバ、蹶起将校等ノ為有利ニ時局ヲ收拾シテクレル事ニナルデアラウト考ヘ、只管其ノ実現ヲ期待シテ居ッタノデアリマス。然ルニ栗原カラ突然自決ノ電話ヲ知り、実ニ思ヒガケナク感ジタノデアリマス。

同日正午過頃ヨリ討伐命令トカ、奉勅命令トカニ依ツテ討伐スルト云フ噂ガ立チマシタノデ、事態ノ推移ヲ心配シテ居リマシタ。然シ私ハ、奉勅命令ノ定義ガ判ラナカッタノデ、西田ニ尋ネマシタ処、

「戒嚴司令官ノ命令即奉勅命令デアル」

トノ事デアリマシタ。行動将校等ハ、前日ヨリ戒嚴司令官ノ隷下ニ編入セラレテ官軍ノ様ナ取扱ヲ受ケテ居ルニ拘ラズ、今更戒嚴司令官ノ命令ニ依リ討伐スルト云フ事ハ解シ難イ点ガアリマシタノデ、奉勅命令ト云フ事ハ「脅カシ」ニ過ギナイダラウト思フテ居リマ

シタ。スルト同日午後三時過頃村中ヨリ電話ガ掛リ、  
西田ガ聞イタ後デ私モ受話器ヲ執リマシタ処、村中  
ハ、

「奉勅命令ニ依リ我々ヲ討伐スルトノ事デアルガ、  
其ノ真偽ハ不明デアルガ、恐ラク脅カシデハナイカト  
思フ」

ト申シ、非常ニ興奮シテ居ッタ様デアリマス。私  
ハ、軍事参議官カラ返事ガ来タカト尋ネルト、来ナイ  
トノ事デアリマシタノデ、

「自決スルト云フ事ハ最後ノ問題デアル、奉勅命令  
ハ君ノ言フ通り恐ラク脅カシデアラウカラ、慌テテ自  
決スルヨリハ寧ロ其ノ真偽ヲ確メル必要ガアルデハナ  
イカ、一度蹶起シタ以上ハ、其ノ目的ヲ貫徹スル為  
ニ、徹底的ニヤル必要ガアルデハナイカ、軍事参議官  
カラハ返事モ未ダ来ナイトノ事デアレバ、更ニ陸軍ガ  
上下一致シテ真崎内閣ガ出現スル様ニ努力スル余地ガ  
残サレテ居ル様ニ思フカラ、夫レヲヤツテ見タ上デ何  
ウシテモイケナケレバ、最後ニ自決スレバヨイデハナ

イカ」

ト云フ趣旨ノ事ヲ勸告シテヤリマシタガ、村中ハ、  
只「エー、エー」ト生返事ヲシテ要領ヲ得ナイ様デア  
リマシタガ、最後ニ、

「ヨク判リマシタガ、我々ハモウ決心ヲシテ居ルノ  
デス」

ト申シ、「パチン」ト電話ヲ切ツテ了ヒマシタ。

私ハ、未ダ時局ノ收拾モ着カナイノニ彼等ガ腹ヲ切  
ツテ了ヘバ、今後事態ハ益々悪化シ、混乱シ、收拾ノ  
ツカナイ事ニナルノデナイカト考ヘ、心配シテ居リマ  
シタ。尚、村中ニ対シ電話デ話シタ際、「君等ガ死ン  
デ了ヘバ、我々ハ晏如ト生キテ居レヌデハナイカ」ト  
云フ事モ申シテヤリマシタ。

西田モ亦私ト同様ナ趣旨ヲ栗原ヤ村中等ニ申シテ居  
リマシタ。

大体以上ノ様ニ記憶シテ居リマス。

三 問 何故自決ヲ阻止シタカ。

答 真ノ奉勅命令デアレバ勅命ノ儘ニ従フベキコト

ハ申ス迄モアリマセヌガ、当時私ハ前申シタ通り何カ  
為ニスル脅カシデアラウト思ヒ、其ノ真偽不明デアリ  
マシタノデ、左様ナ事ニ脅カサレテ慌テテ自決シテ了  
ヘバ、後デ取返シノツカナイ事トナリ、又私ハ、何ト  
カシテ若イ者等ノ為ニ有利ニ展開サセテ遣リタイト念  
願シ、薩摩雄次ヲ通シテ海軍方面ニモ連絡シテ、陸軍  
側ヲ支援スル様ニ御願ヒシテ居リマシタノデ、自決ス  
ルノハ未ダ早イト云フテ阻止シタノデアリマス。又、  
自決スル前ニ若イ者等ノ為ニ何トカ目鼻ノツク様ニシ  
テ遣リタイ、夫レデナケレバ彼等ハ余リニ可愛サウダ  
ト思ヒマシタノデ、軍上層部ニ御願ヒシテ見ル余地ガ  
アルノデナイカト話シテ、自決ヲ阻止シタ次第デアリ  
マス。

四 問 其後如何ニシタカ。

答 同日午後六時前後頃突然沢山ノ憲兵ガ来テ、面  
会ヲ求メマシタノデ、当時来合セテ居ッタ薩摩ガ二階  
ニ案内シ、私ガ会见シマシタ処、

「西田ガ居ルカ」

トノ事デアリ、私ハ、

「来テ居ラス」

ト申スト、憲兵ハ電話ヲ掛ケタ後、私ニ憲兵隊迄同  
行ヲ要求シマシタ。ソコデ私ハ、西田ノ身代リトナッ  
テ暫ク連レテ行カレル覚悟ヲ定メ、夕食ヲ致シ、衣類  
ヲ着ケ、薩摩雄次ニ対シ海軍側ニ連絡シ、今後ノ時局  
取捨ニ付御願ヒスル様ニ頼ミ、約三、四十分後憲兵隊  
ニ同行サレタノデアリマス。

(第五ないし第七問答省略)

八 問 二月二十七日村中孝次ヨリ被告人ニ電話ヲ掛  
ケ、

「我々ノ行動ヲ真崎ニ一任スル事ニスレバヨイカ」  
ト尋ネ、被告人ハ夫レデヨイト答ヘ、其ノ後更ニ村  
中ニ電話ヲ掛ケ、行動ヲ一任スルト云フヨリモ更ニ積  
極的ニ事態ノ收拾ヲ一任スル事ニシテハ何ウカト勧告  
シタトノ事デアアルガ如何。

此時予審官ハ、証人村中孝次訊問調書第二十二問答  
ヲ読聞ケタリ。

答 其ノ様ナ事ガアッタト思ヒマス。然シ私ハ、真崎ニ一任スルカラニハ一切ノ条件ヲ附ケナイデ総テ白紙デ一任シナケレバナラス、従ツテ、行動モ時局ノ收拾モ総テ一任セヨト云フ意味デ話シテ遣ッタト思ヒマス。当時私ハ、真崎内閣ガ出来レバ若イ者等ニハ総テガ有利ニナリ、若イ者等ヲ此儘見殺シニスル事ハアルマイト思ツテ居リマシタノデ、一刻モ早ク其ノ出現ヲ期待シテ居リマシタ。

九 問 村中孝次ハ事件ニ於テ、一定ノ場所ニ集結シ、上部工作ヲスル事ハ国体觀念上疑問ニ思ヒ、被告人ニ尋ネタ処、

「十月事件ノ様ニ大詔煥発ノ為陛下ヲ強要シ奉ル事ハ国体觀念上許スベカラザル事デアルガ、左様ナ事ニナラヌ範圍内ニ於テ上部工作ヲスル事ハ差支ナイカラ、ヤル以上ハ一步モ退カヌ様ニシテ目的ヲ貫徹セネバナラス。」

ト云フ意見デアッタト申シ居ルガ如何。

答 夫レハ二月二十四日村中ガ訪ネテ来タ際、村中

二・二六事件北・西田裁判記録(一)(松本)

ノ方デ左様ナ事ヲ申シタノデ、私ハ合槌ヲ打ツテ、「ヤルナラ徹底的ニシツカリヤラナイカス」ト申シテヤッタ様ニ思ヒマス。

一〇 問 二月二十七日栗原安秀ガ被告人ニ電話ヲ掛ケタ際、被告人ハ、

「外部ハ有利ニナツテ居ル、海軍側ハ一致シテ支援シテ居ル様デアルカラ、飽ク迄モ目的ヲ貫徹スル様ニセヨ」

ト激励シタトノ事デアルガ如何。

此時予審官ハ、証人栗原安秀訊問調書第二十一問答ヲ読聞ケタリ。

答 夫レハ、同日午後四時カ五時頃栗原ト電話デ話シタ時ノ事デナイカト思ヒマス。同人ハ、内部ノ情報ニ付得意ニナツテ色々ノ事ヲ話シテクレマシタノデ、外部モ刻々有利ニナツテ居ルト云フ事ヲ知ラセテ激励シテヤッタノデアリマス。

一一 問 今回ノ事件ニ参加シタ同志トノ關係ヲ述べヨ。

答 事件ニ参加シタ将校其ノ他デ私ノ特ニ知ツテ居ルノハ、

村中孝次／磯部浅一／栗原安秀／香田清貞／安藤輝三／洪川善助／対馬勝雄

等位ノモノデアリマス。何レモ国家改造ニ関シ私ノ著述シタ日本改造法案大綱ノ指導原理ヲ把握シ、信奉シテ居ル者デアルト思ツテ居リマス。

右ノ外今回ノ事件ニ参加シタ中少尉ノ若イ連中ハ、大部分面識ハアリマセス。従ツテ、如何ナル性質思想ヲ持ツテ居ルカ承知シテ居リマセス。

一一 問 今回ノ事件ノ首脳者ハ誰カ知ツテ居ツタカ。

答 今回ノ事件ノ首脳者ガ何人デアッタカ全然承知シテ居リマセスガ、

磯部／栗原／村中／香田／安藤／河野／野中等ガ行動隊ノ幹部級トシテヤッタノデナイカト想像セラレマスガ、事実ハ知りマセス。

一三 問 西田ハ事件ニ如何ナル関係ガアルト思ツテ

居ツタカ。

答 青年将校ノ動靜ハ西田ヲ通シテ聞イテ居リマシタノデ、西田ハ改造法案ヲ介シテ青年将校等ニ対シ指導ノ立場ニ居リ、其ノ啓蒙ニ努力シテ居リマシタ。然シ、西田ハ合法的ニ維新運動ヲ進メテ行ク主義デアリ、直接行動ハ万已ムヲ得ザル場合ノ外ナルベク之ヲ避ケネバナラヌト申シテ居リ、私モ亦西田ニ対シ常ニ其ノ趣旨ノ事ヲ申シテ居リマシタ次第デアリマス。然ル処、今回西田ト関係深イ同志青年将校等ガ右趣旨ニ反シテ蹶起スベク計画ヲ進メ、夫レヲ知ツタ時ハ最早抑ヘ切レナイ情勢ニ進ンデ居ツタ為、西田ハ若イ者ト運命ヲ共ニスベク決心シ、已ムヲ得ズ彼等ニ引ズラレテ渦中ニ投ズルニ至ツタモノト判断シマシタ。其ノ顛末ハ、既ニ申上ゲタ通りデアリマス。

一四 問 今回蹶起シタ同志等ノ思想ノ中心トシテ、被告人ヤ西田ガ彼等ヲ煽動シ、改造法案ノ趣旨ニ則リ国家ノ革新ヲ企図シタモノト認メラルルガ如何。

答 軍首脳部其ノ他ニ於テハ、蹶起将校等ノ上ニ西

田ガ居リ、其ノ上ニ北ガ尻押シシテ居ル位ニ考ヘラレ

テ居ルカモ知レマセヌガ、其ノ様ナ觀方ハ全然誤ツテ居ルト思ヒマス。私ハ、最初彼等ガ蹶起スル事ヲ聞キ、之ハ統帥權干犯者ヲ討ツ為ニ軍部關係ノ者カ、又ハ軍内デ何人カガ中心トナツテ青年將校ヲ動カシテ居ルモノト推察シマシタ。ソレ故、之ヲ抑シタリ何カスルト、五・一五事件ニ於ケル西田ノ如ク大變ナ事ニナルト思ヒマシタガ、夫レカト云ツテ深入スル事モ出来ナイト考ヘテ居リマシタ。何レニシテモ、此蹶起ニ依リ、從來惡イ事ヲシテ居ッタ君側ノ奸ガ一掃サレ、陸海軍ノ一致シタ強力内閣ガ出来、久シキニ亘ル「ロンドン」条約等ノ統帥權干犯問題ガ此機會ニ片ツクト考ヘテ居リマシタガ、夫レ以上ニ之ヲ契機トシテ直ニ昭和維新ニナルモノトハ全然予想シテ居ラズ、又如何ナル内閣ガ出現シテモ直ニ以テ日本改造法案ニ示ス様ナ改革ガ行ハレルモノトハ信ジテ居リマセヌデシタ。従ツテ、私ヤ西田ガ日本改造法案ノ趣旨ニ依リ国内改造ヲ断行スル為、青年將校等ヲ煽動シ蹶起セシメタト

云フ事ハ断ジテアリマセヌ。

死ンダ森恪氏ガ今日生存シテ居ッタナラバ、私ハ或ハ同氏ヲ通シ大改革ヲ期待シタカモ判リマセヌ。同氏ハ国内改造ニ付非常ニ進歩的ナ思想ヲ有シ、日本改造法案ノ指導精神ヲ把握シ、日本ノ改造ハ之ニ依ラネバナラスト主張シ、私モ當時同氏ニ期待シテ居リマシタガ、其ノ急逝ヲ見テ失望落胆シ、爾來断念シ、専ラ信仰生活ニ日ヲ送ツテ居ッタ次第デアリマス。

結局今回ノ事件ニ対スル私ノ關係シタ態度ハ、<sup>ママ</sup> 直ニ申シマスト、牧野内府ノ海軍ガ統帥權ノ獨立擁護ノ為ニ困ラサレ、更ニ齋藤内府ニナツテモ同様デ陸軍ガ困ラサレルト云フ状態ナリシ為、軍首脳部即親爺等ガ統帥權ノ干犯擾乱ニ困ラサレテ居ルノヲ見ルニ見カネテ、若イ息子等即青年將校等ガ之ヲ斬払ウ為ニ起ツタノデアルト推察シマシタノデ、蹶起後此純情ナ青年達ノ精神ヲ生カス為ニ何ウシタラ宜イカトノ老婆心ヲ生ジ、夫レニハ青年將校等ニ同情アリ、理解アル人ガ内閣ヲ組織スレバ、必ズヤ青年將校等ニ對シ有利ニ処分

シテクレルデアラウト考へ、事前事後ニ於テ若干ノ支援幫助ヲシテ遣ツタ次第デアリマス。

一五 問 被告人ト真崎大将トノ關係如何。

答 真崎大将トハ之迄一回モ会见シテ居リマセヌガ、教育總監更迭問題ヨリ惹イテ相沢事件ガ勃発シテカラ、ヨク人ノ噂ニ上リ、新聞ニ現ハレ、青年将校ノ崇敬ノ的トナツテ居ル事ヲ知り、又事件前ニ西田ヨリ真崎内閣、柳川陸相ト云フ事ヲ若イ者等ガ希望シテ居ル旨ヲ聞キ、実行力ノアル將軍デアルト思ツテ居リマシタ。

私ガ二月二十七日直接青年将校ニ電話ヲ掛ケ、真崎ニ一任セヨト勸告シタ事モ、要スルニ時局ノ拡大ヲ防止スルト云フ意味ノ外ニ、純真ナ青年将校等ノ身上ヲ心配シタ事ガ主タル動機デアリマシタ。真崎内閣ナラバ青年将校等ヲ犠牲ニシ、見殺シニスル様ナ事ハアルマイト考ヘタノデ、只管真崎内閣ノ出現ヲ祈リ、青年将校等ニ言ヲ尽シテ勸告シ、又海軍側ノ諒解ヲ求メ、其ノ支援ヲ得ル為努力シタノデアリマス。

一六 問 現下ノ国内情勢ヲ如何ニ觀察シテ居ルカ。

答 日本ハ今ヤ經濟の封建制度トモ謂フベキ状態デアリマス。

即、三井、三菱、住友等ヲ封建時代ノ御三家ニ比スレバ、日本ハ經濟生活ニ於テ三百諸侯ノ黄金大名ニ支配サレテ居ル形デアリマス。故ニ、施政ノ局ニ当ルモノハ、何人デアラウト其ノ内面ハ所謂經濟の大名即財閥ノ支援ガナケレバ存立スル事ガ出来マセヌ。換言スレバ、総テガ金權政治ニナツテ居ルノデアリマス。此金權政治ハ、政治ノ腐敗墮落ヲ来ス事ハ、歴史ニ示ス通りデアリマス。最近暗殺其ノ他集團的ノ直接行動ニ依ル陰謀ガ逐次發生シタノハ、右金權政治ニ依ル支配階級ガ腐敗墮落ノ一端ヲ暴露シ、大官□□等ニ關スル醜惡ナル不正行為ノ暴露ニ其基因ヲ發シテ居ルノデアリマス。

右ノ如キ国内情勢ニ於テ、一方日本ノ對外關係ヲ見マスニ、「ヨーロッパ」諸国ハ第二ノ世界大戰ノ機運ガ醸成サレテ居ル様ニ思ハレ、日本モ亦遠カラズシテ



対外戦争ヲ予想サレテ居ル状態デアリマス。而シテ、戦争中又ハ戦争ノ末頃ニ「ロシア」帝國、「ドイツ」帝國ガ国内ヨリ崩壊ヲ来シ、大改革ガ行ハレタ様ニ、日本モ此儘ノ国内情勢デ対外戦争ニ臨ムニ於テハ、三千年来光輝アル独立モ或ハ一空ニ帰スル事ガナキニシモアラズト憂慮セラレルノデアリマス。此点ハ既ニ最近四、五年来先覚者ニ憂慮セラレ、日本ハ対外戦争ヲ決行スル前ニ先ヅ以テ国内改造ヲ合理的ニ完成セネバナラヌト考ヘラレルニ至リマシタ。

#### 一七 問 国内改造方針如何。

答 私ノ改造方針ハ、一言ニシテ尽キルト思ヒマス。夫レハ、前申シマシタ金権政治ヲ一掃スルコトデアリマス。日本ノ経済生活ヲ支配シテ居ル財閥ノ富ヲ国家ニ帰属シ、私人ノ企業ヲ国家ノ経営ニ移シ、其ノ利益ヲ国家ニ帰属セシメル事デアリマス。其ノ指導方針ハ、日本改造法案大綱ニ示シテ居ル通りデアリマス。

#### 一八 問 改造方針ヲ實現スベキ手段方法ハ如何。

二・二六事件北・西田裁判記録(一)(松本)

答 日本ノ国体ハ、一天子ヲ中心トシテ万民一律ニ平等無差別デアラネバナリマセヌ。政治、經濟、法律其ノ他ノ制度機構モ、此指導原理ニ出発シタモノデナケレバナリマセヌ。然ラバ如何ニシテ其ノ改造ヲ實現スルカト申セバ、聖天子ガ此改造ヲ断行遊ハスベキ大御心ノ決定ヲ致シマスレバ、即時ニ出来ル事デアリマス。即、総テガ大御心ヨリ出発シタ改造デナケレバナリマセヌ。臣下ガ大御心ヲ強制シ奉ル如キハ、断ジテ我国体上許サルベキモノデアリマセヌ。従ツテ、大御心ガ改造ノ要ナシト御認メニナレバ、百年ノ年月ヲ待ツト雖遂ニ其ノ實現ハ期待出来マセヌ。之ガ又日本ト諸外国ト異ナル重要ナル点デアリマス。諸外国ハ、屢々流血ノ惨ヲ見テ革命ヲ断行シマシタガ、日本ハ大御心ノ御決定ヲ待ツテ改造ヲ實現スル事ニナリ、極メテ平和裡ニ断行セラレル訳デアリマス。

ソシテ、日本ハ結局改造法案根本原則ニ則リ、逐次改造ガ實現セラレツツアルノデナイカト觀察シテ居リマス。其ノ一例ハ、日本ハ将来滿洲ヲ手ニ入レ、西伯

利亜ヲ領有シ、支那ヲ保護国トシテ東洋永遠ノ平和ヲ計リ、其ノ盟主タラネバナラスト云フ趣旨ヲ書イテ置キマシタガ、当時ハ軟弱外交時代デ旅大還付等ノ事迄論議セラレタ頃デアリマスカラ、矯激ナ議論ノ様ニ思ハレ、当路者ニ顧ミラレマセヌデシタガ、滿洲事變勃発ヲ契機トシテ結局私ノ意見ノ様ニ逐次実現サレテ居ルノヲ見テ、私ハ自ラ慰メラレテ居リマス。

只私ハ、前ニ申シマシタ通国内改造運動ニ付テハ手ヲ引イテ、専ラ信仰生活ニ余生ヲ送ル事ヲ樂シミトシ、毎日法華経ヲ読誦シ、後一年スレバ専ラ祈リノ生活ニ入り浸ル事が出来ルト思ヒ、樂シミニシテ居リマシタ。

(五) 昭和一一年七月九日付第三回被告人訊問調査最後の予審調査であつて、北の心境を問うものである。この四日前の七月五日、一七名の被告人に対して死刑の判決が下つた。常人では、テロ行為に直接参加してない渋川善助も死刑に処せられ、また水上源一

は、檢察官の求刑が禁錮一五年であつたのに死刑を宣告されている。すでに北は、やがて訪れるべき自らの運命を悟つていたに違いない。

一 問 氏名ハ。

答 北輝次郎。

二 問 之迄陳述シタ外ニ意見弁解ハナイカ。

此時予審官ハ、嫌疑ヲ受ケタル原由ヲ告ゲタリ。

答 何モアリマセヌ。

三 問 現在ノ心境如何。

答 之迄度々私ノ態度ニ付キ申シマシタカラ更ニ改メテ申上ゲル事ハアリマセヌガ、私ハ蹶起將校等ノ背後ニ居ツテ彼等ヲ躍ラシ、私ノ理想トシテ居ル改造ヲ断行スル為ニ色々ノ策動ヲシタノデナイコトハ、諒解下サレタ事ト思ヒマスガ、尚念ノ為ニ其ノ様ナ關係デナカッタ事ヲ断言シタイト思ヒマス。要スルニ、直接行動ニハ反対デアルガ、若イ者が蹶起シタ以上、之ヲ其ノ儘傍觀シテ居ル訳ニモ行カナイノデ、少シデモ彼等ノ為ニ有利ニナレカシト念願シ、及バズナガラ若干

ノ意見モ勸告シ、其ノ他若干ノ努力ヲシテ遣ッタノデアリマス。此意味ニ於テ、今回私ガ此事件ニ係リ合ヒトナツタ事ハ、西田ガ偶々私方ニ来タ為デアリ、何事モ前生カラノ因縁デアルト諦メテ居リマス。

其ノ他、申ス事ハアリマセヌ。

(1) 予審は、旧刑事訴訟法では起訴後の手続であったが(旧刑訴二八八条、二九五条)、陸軍軍法会議法では起訴前の手続となっていた(三〇八条、三二一条)。

(2) 「秘録」第一卷二七五頁以下。

(3) 「句坂資料」Ⅱ(一九八九年)六一九頁。これによると、北は、幸楽にいた安藤大尉に憲兵司令部と称して電話し、「給養は」「金あるか」「大丈夫か」などと質問した事になっている。ただし、盗聴の日は不明である。

(4) 北の靈告については、宮本盛太郎編『北一輝の人間像』(一九七六年、有斐閣)、松本健一『北一輝 靈告日記』(一九八七年、第三文明社)参照。

(5) 安倍源基『昭和動乱の真相』(一九七七年、原書房)二〇二頁以下。同書によると、北は取調べが終わってから、関口警部補ら取調官に色紙を贈っている。

二・二六事件北・西田裁判記録(一)(松本)

(6) 例えば、田中惣五郎『北一輝』(一九五九年・未来社、後に増補版一九七一年・三一書房)は、北と西田の警察官聴取書を引用している。未来社版四〇八頁・三一書房版三四三頁等参照。

(7) 軍法会議法では、公訴提起前の被疑者も「被告人」と称していた。